

厚生労働科学研究費補助金
新興・再興感染症研究事業

愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

－ 愛玩動物由来感染症の予防のために －

主任研究者 神山 恒夫

2006 年 3 月

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

目次

第一部

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

はじめに	3
I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要	4
II 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論	5
1 愛玩動物飼育の効用	5
2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症	5
3 動物由来感染症の対策	6
3.1 動物対策	7
3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物	7
3.1.2 具体的な動物対策	8
3.2 感染経路対策	9
3.2.1 愛玩動物から人への感染経路	9
3.2.2 感染経路対策	10
3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理	12
3.4 学校飼育動物対策	13
3.5 エキゾチックペットの飼育管理	15
4 愛玩動物由来感染症の知識の普及と啓発	16
4.1 行政機関の役割	16
4.2 獣医師の役割	17
4.3 医師の役割	17
4.4 動物取り扱い業者の役割	17
おわりに	18
チェックシート1(愛玩動物入手時に注意したいこと)	19
チェックシート2(愛玩動物入手後1～2週間の注意点)	20
チェックシート3(日常の飼育での注意点)	21

第二部

参考資料と解説

1	愛玩動物飼育状況・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	愛玩動物およびその他の宿主動物・・・・・・・・	25
3	愛玩動物から人への感染・・・・・・・・・・	26
4	愛玩動物由来感染症の病原体・・・・・・・・	28
5	おもな愛玩動物由来感染症・・・・・・・・	29
5.1	パストレラ症その他の咬傷感染・・・・・・・・	30
5.2	イヌブルセラ症・・・・・・・・・・	31
5.3	オウム病・・・・・・・・・・	32
5.4	皮膚糸状菌症・・・・・・・・・・	33
5.5	猫ひっかき病・・・・・・・・・・	34
5.6	エキゾチックペットからの感染・・・・・・・・	35
6	愛玩動物の衛生的な飼育（1）・・・・・・・・	41
7	愛玩動物の衛生的な飼育（2）・・・・・・・・	46
8	行政関連文書・法令等・・・・・・・・・・	50
9	参考図書・ホームページ・・・・・・・・・・	51
10	感染症法・・・・・・・・・・	52
11	ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について （昭和63年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）・・・・・・・・	55
12	ペット動物（犬及び猫）の引き取り、譲渡等における人畜共通伝染病の 動物から人への感染予防対策について （平成5年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）・・・・・・・・	60

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

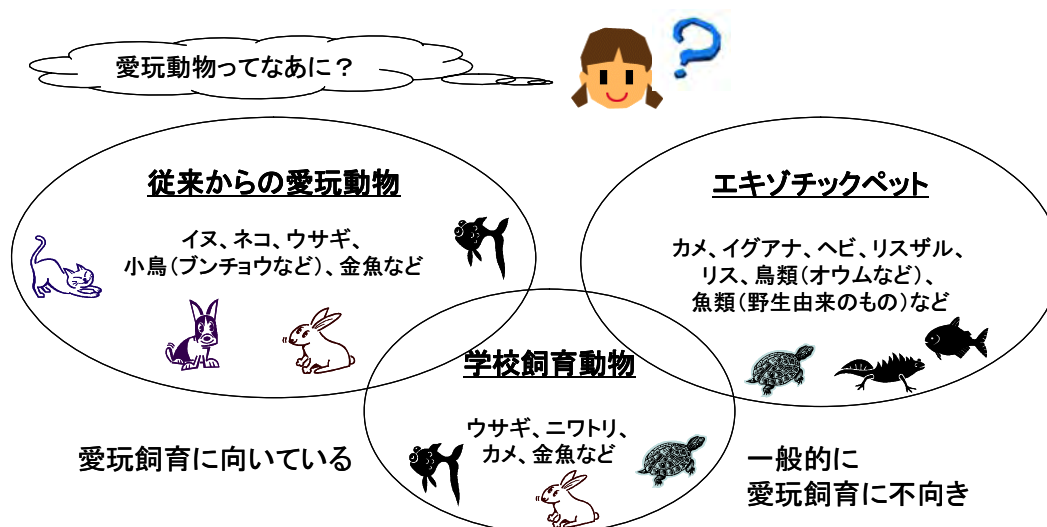
はじめに

一般に愛玩動物とは、愛玩用に家庭などで飼育されている動物のうち、特に愛玩飼育を目的として改良・繁殖が行われてきた動物種を指してきた。

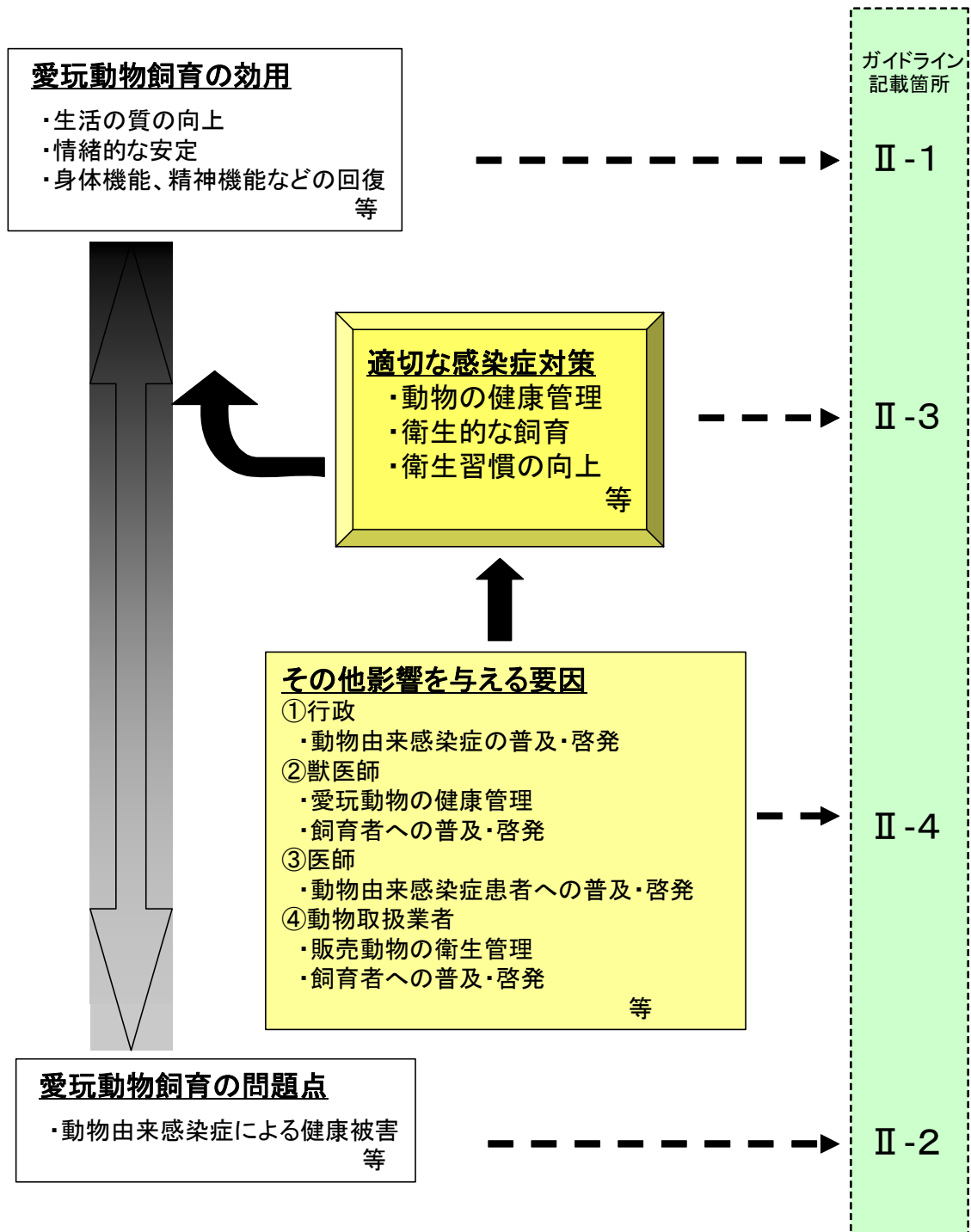
現在わが国では多くの家庭で種々の動物が愛玩目的で飼育され、ヒトと愛玩動物との距離が短縮し、濃密な関係が作られている。ペットフード工業会の調査（2005 年）によると愛玩動物のうち、わが国で最も多く飼育されているイヌは全国で約 1300 万頭、またネコは 1200 万頭が飼育されていると推定され、その数は年々増加傾向にある。飼い主に対して安らぎを与えるなどのほか、飼い主との心理的な交流や相互依存関係も生ずるなど、人間の生活に対して有形・無形の貢献をしてきた。さらに最近では、これら従来からの飼育されているイヌやネコに加えて、野生のげっ歯目動物や爬虫類のような、いわゆるエキゾチックペットの愛好者も増加している。

一方、このようないわゆるペットブームが愛玩動物由来感染症の増加などの新たな公衆衛生上の問題を引き起こす可能性も指摘されている。人と人以外の脊椎動物の両方が同じ病原体に感染するとき、これは動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれる。動物由来感染症の原因となる病原体のほとんどは各種の動物が保有していることから、人間と動物の距離が近くなるほど感染の危険性は高くなる。このため、動物由来感染症の予防の観点から愛玩動物はその感染源として最も注意しなければならない動物の一つである。

本ガイドラインは、愛玩動物が飼い主等に及ぼす効用を保ちながら、動物由来感染症による健康被害の発生を最小限のものとするため、愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることを目的としてまとめられた。



I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要



Ⅱ 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論

1 愛玩動物飼育の効用

代表的な愛玩動物であるイヌとネコは愛玩動物/使役動物として家畜化されてから数千年から一万年以上の時間が経過し、飼い主ときわめて密接な関係を築き、信頼感や心理的な交流も生じている。

これら従来からの愛玩動物の一部には、盲導犬や聴導犬などの補助動物としての役割を果たすものもある。また最近では愛玩動物を飼育することによって、心臓の冠状動脈疾患後の生存率の向上、健康人における血圧の低下とストレスの解消、独居の高齢者や夫婦二人世帯における癒し効果など、飼い主の健康に利点をもたらされることも報告されている。さらに、動物介在療法の開発などにも積極的に利用されるようになり、人間にとって伴侶動物として重要な役割をはたしている。

一方、多くの小学校や幼稚園では、動物の飼育が命の尊さを教え、子どもに社会的な経験を与え、責任感をはぐくむなどの教育的、社会心理的效果を有することが認識され、さまざまな動物が飼育されている。

しかしこのような愛玩動物の持つ効用は、飼育することによって動物から人間への健康被害が発生しないことを前提として得られるものであり、その予防を目的として衛生管理を徹底することが重要となる。

2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症

人と動物が同じ病原体に感染して発症する疾患は動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれ、そのほとんどは本来動物が保有する病原体が原因となる。

人に感染しうる病原体として、これまで千数百種類の寄生虫、原虫、真菌、細菌、ウイルスなどが報告されている。このうち重要な動物由来感染症の原因となるものは、世界的に 200～300 種類が知られ、現在わが国には 100 種類近くが存在するとされている。特に国内では、近年、狂犬病、ペスト、レプトスピラ症、炭疽など、致死率の高い疾患を中心に動物由来感染症は発生が認められなくなったり、発生数が減少してきた。

その要因として考えられることは、

- ・予防医学が進歩したこと
 - ・日常的な公衆衛生対策の効果が現れたこと
 - ・家畜衛生対策の徹底により、家畜由来感染症が激減したこと
 - ・海外からの感染症の侵入やベクター媒介性感染症が比較的少ないこと
- などがあげられる。

一方で、最近になって動物由来感染症のうち愛玩動物に由来する疾患（愛玩動物由来感染症）が増加する可能性が指摘されており、その原因として次のような社会的背景があげられている。

- ・飼育愛玩動物数が増加していること
- ・屋内での飼育が増加傾向にあること
- ・高齢者等の免疫低下者による愛玩動物飼育数が増加していること
- ・野生動物等のエキゾチックペットの飼育が行われていること

このように、愛玩動物と人との関係は、距離、時間共に緊密なものとなっており、動物由来感染症予防の観点から愛玩動物は日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。

3 動物由来感染症の対策

感染症法では、国民に対して感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう求めている（感染症法第4条）。特に動物を飼育している人は、動物が感染症の原因となりうることを理解し、その予防に注意する必要がある。

**「感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律」
（平成10年法律第114号）**

第4条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

動物由来感染症は、次に掲げる対策をはじめとした多角的な取り組みによって、感染の機会を減らし蔓延を予防することが可能となる。

- 1) 動物対策：動物の健康保持、抵抗性の増進(ワクチン接種など)、動物の適性に適した取り扱い、輸入動物対策、動物感染症の疫学調査・監視活動など。
- 2) 感染経路対策：飼育環境整備、動物との距離の確保、ダニ・ノミ等の害虫対策、動物のしつけなど。
- 3) 人対策：衛生習慣の改善、動物由来感染症に関する知識の習得、人の健康管理、行政による感染症情報の提供や、教育・啓発活動。

愛玩動物由来感染症対策



3.1 動物対策

3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物

動物由来感染症の病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物には、従来からの愛玩動物、エキゾチックペット、および学校飼育動物などに分類される。

① 従来からの愛玩動物：

イヌやネコに代表される従来からの愛玩動物は数千年～1 万年以上もの長い時間を費やして人にとって最も好適な愛玩動物として適応してきた。その間、人への健康被害の原因となる病原体の清浄化も進められてきたものと思われるが、なお多くの感染症の原因動物となることが知られている。

② エキゾチックペット：

近年になって愛玩目的で飼育されるようになったげっ歯目動物、鳥類、爬虫類など、おもに海外を原産地とする動物はエキゾチックペットと呼ばれる。これらの動物は愛玩目的で輸入・販売されているが、多くが捕獲/保護された野生動物である可能性がある。

③ 学校飼育動物：

小学校等で、教育・愛玩目的で飼育されている学校飼育動物も動物由来感染症の感染源となる可能性がある。

3.1.2 具体的な動物対策

愛玩動物の選択・入手、日常的な健康管理に関し、具体的な対策を述べる。

① 愛玩動物を選択・入手する際の留意点

愛玩動物は、ブリーダー、ペットショップ、動物保護センター等の収容施設、知人等からの入手や、保護（拾得）等がおもな入手経路となる。

これらの動物の健康状態は、入手元ごとに一般的に以下の傾向がある。

- ・ 衛生管理の徹底したブリーダーで生産され、衛生的な流通経路によって販売された動物の健康状態は良好な場合が多い。
- ・ 動物愛護センター等の収容施設では、希望に応じて健康状態の確認を行ってくれる場合が多い。
- ・ 知人から入手した動物や保護（拾得）により入手した動物には慎重な健康状態の確認を行うべきである。

いずれの場合も選択・入手時にはチェックシート1（19 ページ）を参考にその健康状態を確認するとともに、販売者や譲渡者に動物の特性や飼育管理に関する注意事項を確認し、飼育能力に応じた動物を選択することが望ましい。また、入手後2週間程度は環境の変化により動物の健康状態が不安定になる可能性もあることから、チェックシート2（20 ページ）を参考に特に注意深く健康状態を観察するとともに、獣医師による健康診断を受けることが推奨される。

② 愛玩動物の日常的な健康管理での留意点

愛玩動物の日常の健康状態を良好に保つよう努めることは飼育している動物に対する飼い主の責務であるのみならず、飼い主への感染の危険性を低減させるために重要である。入手時と同様に、チェックシート3（21 ページ）を参考にその健康状態を十分確認する。さらに、感染症の危険要素を的確に判断することのできる専門知識を有している獣医師による定期的

な健康診断や検診を受け、感染等、疾病の早期発見と治療に留意して健康を管理することが望ましい。

特に、ダニなどの外部寄生虫や条虫などの内部寄生虫感染の診断と駆除、予防接種や予防投薬による感染予防等は、動物のみならず、飼い主および周囲の人へ健康被害が拡散する可能性を最小限度のものとするためにも有効である。

動物が感染症に罹患している恐れがある場合は、他の動物に感染を広げる可能性もあるため、ドッグランや各種イベント会場に連れて行くなど、他の動物と接触させることは避けるべきである。

3.2 感染経路対策

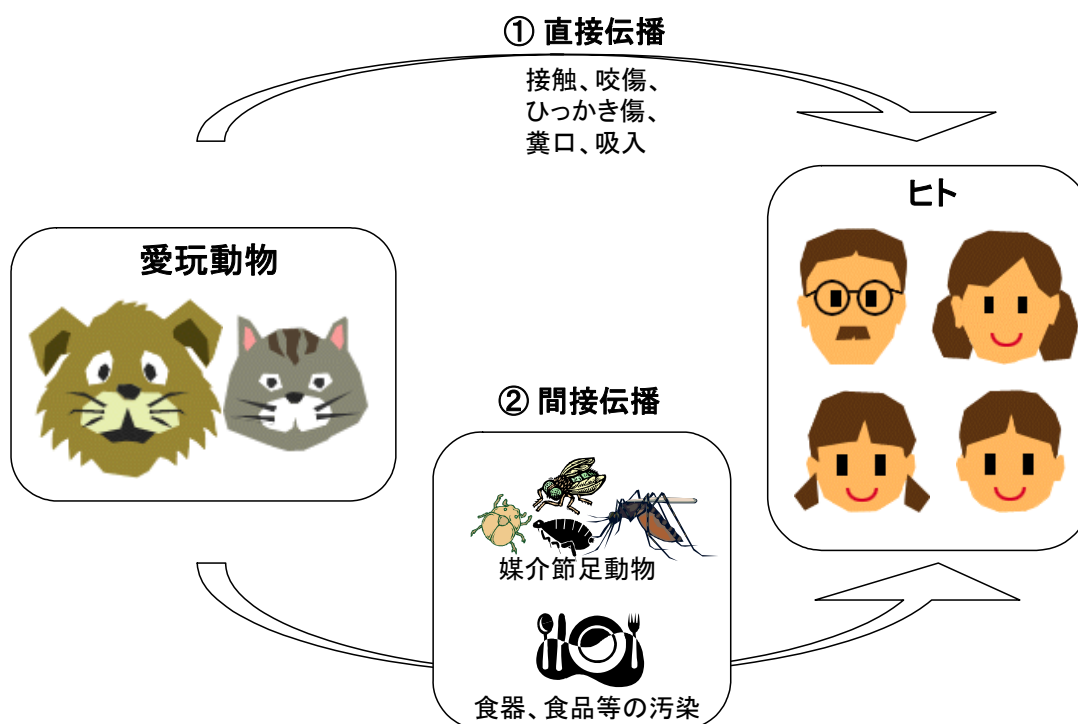
病原体の動物から人への伝播を防ぐ対策について述べる。

3.2.1 愛玩動物から人への感染経路

病原体の伝播経路には病原巣・感染源である動物から直接ヒトにうつる直接伝播と、動物とヒトとの間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の二つがある。

このうち愛玩動物からの感染経路の特徴として、人間との密接な距離と長い接触時間から、接触、引っ掻き傷、咬傷、などによる直接伝播が多いことがあげられる。また、糞中の病原体の経口摂取(糞口感染)、粉塵等の吸入感染、および節足動物等のベクター（媒介動物）を介した伝播もある。

愛玩動物由来感染症の感染経路



① 接触による感染

愛玩動物が皮膚病に罹患していたり、唾液、尿、糞などの排泄物が皮膚や毛に付着している場合には動物との接触が感染の原因となる可能性がある。

感染の予防には、動物との接触の後の手洗いを励行することや、飼育動物の健康状態に注意し、体表の清潔を保つことが重要である。

② 引っ掻き傷や咬み傷からの感染

愛玩動物による引っ掻き傷や咬傷自体は感染症ではないが、傷口から侵入した病原体が感染を引き起こす可能性がある。

動物の口腔内や体表に病原体が存在していても、動物には症状が現れない場合が多い。引っ掻き傷や咬傷を受けた場合は、早期に大量の流水を使って石けんでよく洗い、消毒薬を塗布し、傷口の状態により必要に応じて医師の診察を受けるべきである。

現在わが国には狂犬病は存在しないが、狂犬病の発生する地域で咬傷を受けた場合や、狂犬病の予防接種をしていない動物に咬まれた場合には、暴露後治療の必要性について保健所や経験のある医師による診察を受ける必要がある。

③ 糞口感染

愛玩動物の排泄物に触れた手指等を介して排泄物中の病原体が経口的に侵入して感染する可能性がある。これは手を無意識に口に持っていくことが原因となることが多く、特に子どもで感染に注意する必要がある。

感染の予防には、動物やその排泄物との接触の後の手洗いを励行することや、排泄物の処理時には手袋を着用すること、また、動物の飼育環境を清掃し、清潔に保つこと等が効果的である。

④ 吸入感染

愛玩動物の乾燥した糞や尿、脱落した皮膚や毛が飛散し、粉塵と共にこれらを吸入して感染する場合がある。

感染の予防には、動物の飼育環境の衛生管理を徹底し、清掃時にマスク等の防護具を着用することが有効である。

⑤ ベクターを介した感染

愛玩動物に寄生しているダニ、蚊、ノミ、ハエなどがベクターとなって病原体を媒介する可能性がある。

感染の予防にはベクターの駆除や、昆虫忌避剤の使用等が有効である。

3.2.2 感染経路対策

一般に、健康な愛玩動物と通常程度の接触を行うことで感染症が伝播する可能性はきわめ

て低い。しかし、必要以上に密接な接触を行うことは感染の危険性を増大させることとなるため、避けるべきである。

過剰な密接接触の例

- ・口移して餌を与える
- ・口の周囲を舐めさせる
- ・同じ食器を用いる
- ・同じ寝具を使用する
- ・一緒に風呂へ入れる

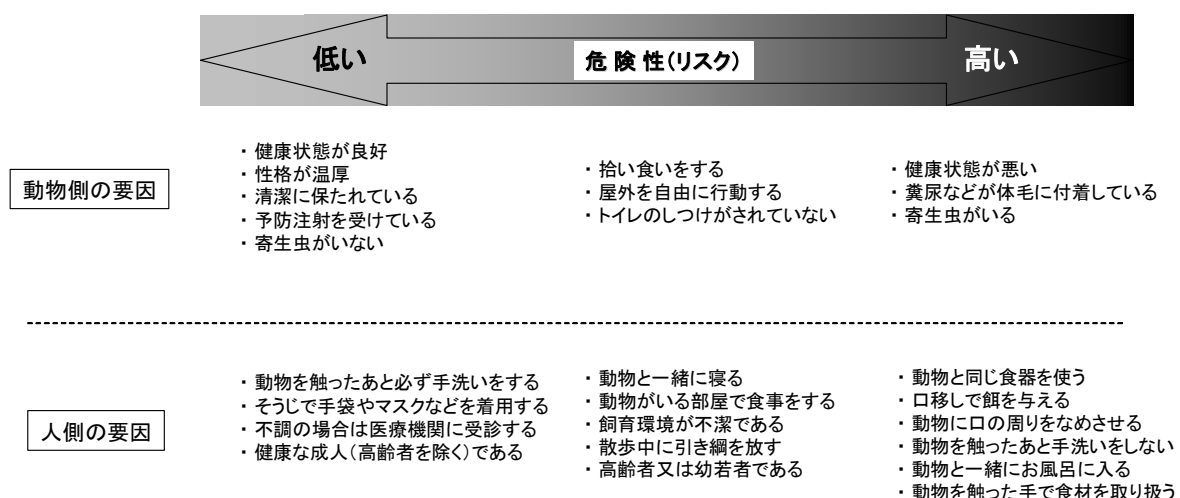
接触による病原体の伝播、外傷からの病原体の侵入および糞口感染に対しては、石けんと流水による手指等の洗浄が最も効果的な予防法の一つである。特に児童・小児は頻繁に手を口にもってゆくことが多いため、糞口感染の機会が多い。このような糞口感染を防ぐためにも、子どもに対しては動物に触れたあとには必ず石鹸と水道水で手指等をよく洗浄する習慣をつけさせる。

動物に外傷がある場合、下痢をしている場合、よだれを垂らしている場合、目がただれている場合などは、動物が感染症に感染している可能性があるため、素手による世話を避けて手袋等を着用することが望ましい。また、このような場合、動物を獣医師に受診させると共に、素手で触れてしまった場合には石けんと流水でよく洗浄することを徹底する。

吸入による感染対策として、飼育環境の清掃等に当たって必要以上に粉塵を立てることは控え、状況に応じてマスク等を着用することも有効である。

ベクターによる病原体の伝播対策として、動物体表の観察と外部寄生虫の除去、飼育環境の整備、昆虫忌避剤の使用、感染予防薬の投与などを行う。

動物由来感染症のリスク要因



3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理

愛玩動物から感染する機会が多いとされる感染症の多くに対しては、飼い主や接触者の個人的な衛生習慣の改善によって大きな感染予防効果が得られる。また、愛玩動物を衛生的な環境下で飼育することも感染症の発生を予防する上で重要である。

望ましい衛生習慣

- ・ 愛玩動物と接触したあとの手洗いを励行する
- ・ 過度の密接な接触は避けるべきである。特に、口移しの給餌、食器の共用、寝具を共にする、入浴を共にする、などは行ってはならない
- ・ 動物の床敷きの交換、ケージや水槽の清掃にあたっては、汚れの程度や作業内容に応じてマスク、手袋、帽子、作業着、ゴム長靴等を有効に利用する
- ・ 乳幼児が愛玩動物と接触する場合には保護者が同席し、衛生対策を講ずる

望ましい衛生管理

- ・ 飼育場所を清潔に保つ。室内飼育動物の場合には特に注意する
- ・ 室内で排便排尿をさせない
- ・ 動物の糞や尿は早期かつ定期的に除去・清掃する
- ・ 外部からの動物の侵入を防ぎ、感染症の侵入や拡散を防止する
- ・ 常に一般的な健康状態に注意する

その他の注意

- ・ 衛生的な餌および水を過不足なく与える
- ・ 咬み癖や引っかき癖がつかないように、温和な性格に育てる
- ・ 飼い主の免疫力が低下していると感染のリスクが高くなることが考えられることから、医師の指示に従い、飼育・清掃等の作業を避けるなどの注意が必要

《免疫状態が低下している可能性のある例》

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ・ 高齢者または乳幼児 | ・ 免疫能の低下を招く感染症に罹患されている方 |
| ・ 移植手術に伴う化学療法などを受けている方 | ・ 糖尿病患者 |
| ・ 悪性腫瘍等の方 | など |

良い習慣の例



良くない習慣の例



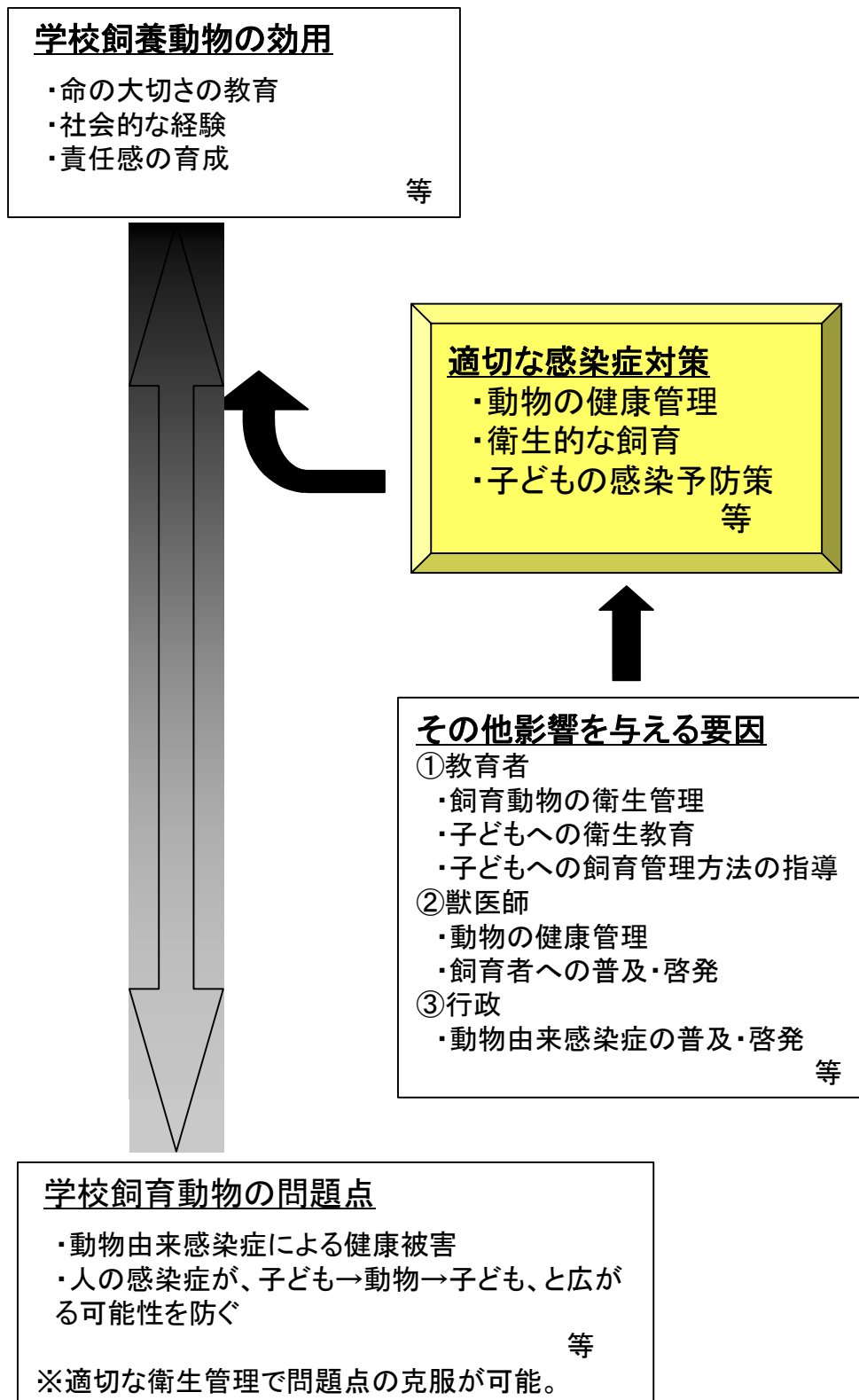
3.4 学校飼育動物対策

これまで国内では、学校飼育動物が明らかに児童生徒の感染の原因となったことを示す報告はない。しかし、学校飼育動物の衛生管理は、動物の取り扱いや動物由来感染症に関する十分な知識のない児童によって行われることや、指導、監督の立場にある教職員にも動物や獣医学の専門家がないことから、特に徹底して行う必要がある。地域の獣医師と連携を保ち、飼育動物の健康保持に努めることは、最も好ましい解決の方法となる。

日常の飼育に当たっては、指導、監督の立場にある教職員は児童に対して飼育動物の習性等を周知させ、飼育場所の清潔を保ち、過不足のない給餌・給水を行うなど、家庭における愛玩動物の健康管理や感染予防対策と同様の措置を講ずる。日常の接触等においては、手洗いが最も効果的な感染予防措置であることを教え、石鹸と流水の利用が可能な手洗い設備を用意する。また、マスク、手袋、長靴などの感染予防具を準備し、児童には使用の目的と方法を習熟させ、清掃等の際には必要に応じてこれらを装着するなど、実際に使用することで感染を防止する。さらに、飼育場所への外部からの動物侵入を防ぎ、感染症の侵入を防止する。

さらに、感染症に罹患していたりその他の健康状態の低下している児童には、保護者や学校医等の助言により、動物の取り扱いや接近を制限する必要がある場合がある。

学校飼育動物対策



3.5 エキゾチックペットの飼育管理

エキゾチックペットの衛生管理に関しては困難な問題が多い。

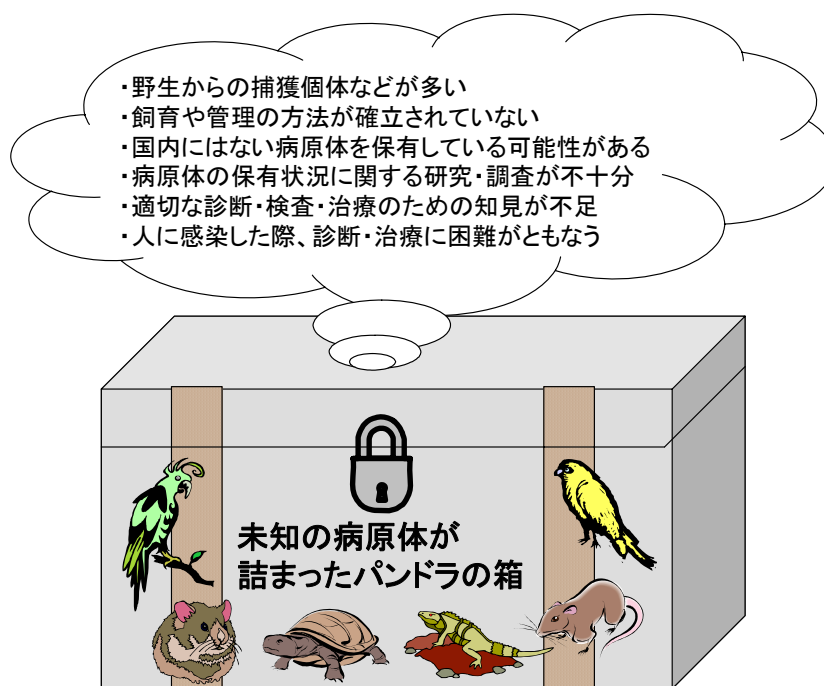
多くの場合エキゾチックペットは捕獲された野生動物であり、野生状態において各種の動物由来感染症の病原体を保有している可能性を否定することはできない。また、エキゾチックペットの感染症に関しては、世界的にも十分な研究・調査は行われておらず、適切な診断、検査、治療に関する獣医学的知見はきわめて限られている。

さらに、エキゾチックペットからヒトへの感染症には、わが国においては発生報告がほとんどなくなった感染症や、これまでに国内発生報告のない感染症などが含まれている。この場合は診断や治療に関する知見も少なく、患者発生時の対応には困難を伴うことも予想される。

このように、エキゾチックペットは、これらの感染症を直接家庭内へ持ち込む危険性があることから、エキゾチックペット由来感染症の感染予防としては、これらの動物を愛玩目的で飼育しないことが最も有効であり、一般家庭において愛玩目的で飼育すべき動物ではないと考えられる。カメやイグアナなどの爬虫類では 50～90%がサルモネラ菌を保菌しているとの報告もあり、特に感染リスクの高い乳幼児や高齢者のいる家庭では飼うべきではない。また、動物取扱業者（ペット販売業者等）はこのような感染症の知識の習得に努め、衛生的に管理し、販売に当たっては購入者に対して、飼育方法や感染症の危険性について十分な説明をした上で販売するように努めなければならない。

すでにエキゾチックペットを飼育している場合には、通常の愛玩動物以上に衛生管理を徹底し、人の食品を扱う台所等での飼育ケージや餌の容器等の洗浄や、室内での放し飼い等は避けなければならない。

エキゾチックペット飼育の危険性



4 愛玩動物由来感染症の知識の普及と啓発

4.1 行政機関の役割

国および地方公共団体は、愛玩動物飼育者に対し、教育活動、広報活動等を通して感染症に関する正しい知識の普及を図らなければならない。健康な動物を衛生的に飼育管理することで愛玩動物の持つ効用が大きくなることの理解を求めることも重要である。動物から人に感染する可能性のある感染症が存在すること、飼育者およびその家族が健康の異常を自覚して医療機関を受診する際には愛玩動物の飼育の有無や、飼育している愛玩動物の健康状況に関しても医師に告げるべく指導することが望まれる。

愛玩動物由来感染症に関する知識の普及の目的で広報誌、講演会、インターネット、各種冊子、マスメディア等を利用することは大きな効果が期待できる。これらの広報活動においては、前段 3.1 および 3.2 で述べた動物対策と感染経路対策について重点的に実施する。

その他、医師会、獣医師会、薬剤師会等の医療関係者や、教育委員会、動物取扱業者等の関係者にも愛玩動物由来感染症対策についての協力を求めることが望ましい。

動物由来感染症を知っていますか？ 1/1 ページ

動物達とふれあう前に、海外に行く前に、ちゃんと知っておこう！

動物由来感染症を知っていますか？

動物由来感染症とは？

完済にまつたごんちゃん

海外旅行先で、もちろん日本でもおこっているこんなこと
ご説明します

◆ペットを飼って居る人はもちろん飼っていない人も知っておきましょう

注意することとは？ 予防対策は？ 相談できる場所は？ リンク

◆動物由来感染症についていろんな研究・対策が行われています

もっと詳しく知りたい方へ（専門家の方へ）

◆海外から日本へ動物を持ち込む際の注意

海外から日本へ動物を持ち込む方へ

厚生労働省 健康局 動物感染症課 厚生労働省のホームページへ

TOTAL 1 TODAY 0 YESTERDAY 4

「動物由来感染症を知っていますか？」
ホームページ

4.2 獣医師の役割

獣医師その他の獣医療関係者には、国および地方公共団体が講ずる施策に協力して、動物由来感染症の予防に寄与することが求められている（感染症法第5条の2第1項）。このため、日ごろより動物由来感染症の専門知識の習得に努めるとともに、動物の診療の際には、動物由来感染症を念頭に置いた措置と飼育者への指導・教育により動物由来感染症の予防に寄与すべきである。また、同法第13条に基づき、届出の対象となる感染症の診断をしたときには、必要事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届出なければならない。

4.3 医師の役割

医師その他の医療関係者には、国および地方公共団体が講ずる施策に協力して、感染症の予防に寄与するよう努めるとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うことが求められている（感染症法第5条）。感染症が疑われる患者の診断・検査に当たっては、人の感染症のおよそ60%が動物由来であるとされていることを踏まえ、動物との関わりについて問診することが診断の一助となりうることを確認する。また、飼い主の免疫状態が何らかの理由により低下していると考えられる場合には、特に愛玩動物との接触や衛生的な飼育管理等に留意し、動物由来感染症に対する予防を心がけるよう指導する。また、同法第12条に基づき、届出の対象となる感染症の診断をしたときには、必要事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届出なければならない。

4.4 動物取扱業者の役割

ペットショップ等の動物等取扱業者には、輸入、保管、貸し出し、販売、または展示する動物やその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識や技術を習得し、動物等の適切な管理を行うことが求められている（感染症法第5条の2第2項）。その他、動物の愛護および管理に関する法律に基づく規定を遵守する義務がある。

動物取扱業者においては、多種類の動物が多数飼育されていることが多いこと、動物の出入りが頻繁にあること、幼齢の動物を多く取り扱う傾向にあることを踏まえると、感染症の侵入の危険性が高く、またひとたび侵入するとその感染症が蔓延する可能性が高いと考えられる。このことから、動物の飼育管理に当たっては、日常の観察を十分行うことはもとより、十分かつ個体に適した餌を与え、飼育環境を整備することで動物のストレスを軽減させるよう努めるとともに、感染症の予防のために必要な予防注射を受けさせることが望ましい。また、閉鎖的な環境での多数の動物の飼育作業では飼養管理者が動物由来感染症に暴露されやすい状況にあることを十分認識し、マスクや手袋、ゴーグルの着用などの必要に応じた感染防御措置をとるとともに、異常を感じた場合は速やかに医療機関を受診するなど、自己の健康管理を十分行うことが重要である。

販売に際しては、購入者に対して、動物の特性、飼育方法、飼育に伴う問題点等を十分説明するとともに、動物由来感染症に関する知識の普及に協力する責務があることを自覚する。

おわりに

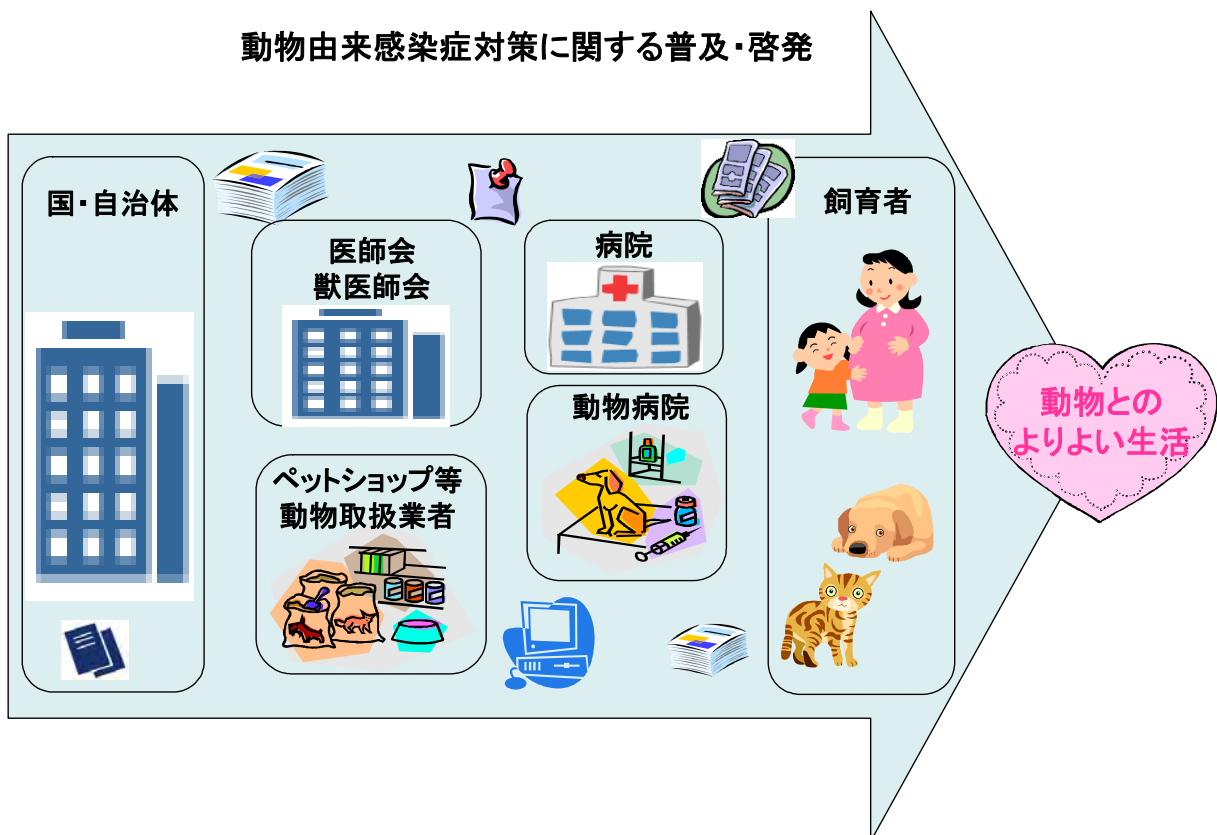
本ガイドラインでは、健康な愛玩動物の飼育には大きな効用があることを説明し、これらの効用を減ずることなく飼育を行うためには、適切な愛玩動物由来感染症対策が重要であることを述べた。学校飼育動物に関しても、児童への感染予防の観点から適切な衛生管理が必要であることを説明した。

これらの対策として、動物から人へうつる感染症が存在することを十分に認識した上でイヌやネコをはじめとした従来から飼育されている愛玩動物由来の感染症については、動物の日常的な健康管理、清潔な飼育環境の整備、および接触後の手洗いなどの個人的な衛生習慣の確立を行うことで感染の可能性が低減できることを示した。

一方、いわゆるエキゾチックペットなどの野生由来動物を愛玩目的で飼育することは、それらが持つ感染症の実態が不明であることから好ましくないことを説明した。

動物由来感染症に対する予防は、必ずしも感染症に関する専門的な知識を必要とするものではなく、基本的な衛生習慣の励行等の衛生管理対策によって可能であり、愛玩動物の飼育によって得られる利益が感染の危険性をはるかに上回るものとなることを示した。

愛玩動物とのよりよい関係を築き、動物由来感染症を防ぐためには、動物飼育者、病院・動物病院、医師会・獣医師会、動物取り扱い業者、国・地方公共団体による取り組みを強化し、それぞれの責務を果たすことが望まれる。



チェックシート1

(愛玩動物入手時に注意したいこと)

一般的に健康状態の良い動物からは、動物由来感染症が感染するリスクは低いと考えられます。ペットとのより良い生活のため、このチェックシートを参考に、愛玩動物が動物由来感染症に感染しているリスクが高いかどうか、御確認下さい。

《入手場所の状況》

- ☐ 衛生的な環境で飼育されていますか
- ☐ 餌は十分与えられているようですか
- ☐ 周りの動物に異常はありませんか
- ☐ 店員は聞きたいことに対し親切に対応してくれますか

《動物の状況》

1. 全体的様子

- | | |
|---|--|
| ☐ 元気はありますか | ☐ 変な座り方をしていませんか |
| ☐ 太ったり、痩せたりしていませんか | ☐ 変な歩き方をしていませんか |
| ☐ 呼吸が苦しそうなおことはありませんか | ☐ お尻の周りの臭いは気になりませんか |
| ☐ 咳やくしゃみをしていませんか | ☐ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか |
| ☐ 運動を嫌がっていませんか | ☐ 爪は伸びすぎていませんか |
| ☐ 頭をよく振っていませんか | |

2. 顔周りの様子

- | | |
|--|--|
| ☐ 口の周りは汚れていませんか | ☐ 目の周りは汚れていませんか |
| ☐ よだれや歯石などはありませんか | ☐ 耳は汚れていませんか |
| ☐ 口の臭いは気になりませんか | ☐ 耳の臭いは気になりませんか |
| ☐ 鼻の周りは汚れていませんか | |

3. 毛並みの様子

- ☐ 皮膚に異常（傷や腫れ、赤みなど）はありませんか
- ☐ 被毛に異常（脱毛、ツヤが悪いなど）はありませんか
- ☐ ノミやダニがついていませんか
- ☐ お尻の周りが糞便や尿などで汚れていませんか

《入手元に確認した方がよいこと》

- ☐ 予防注射の接種状況
- ☐ 導入までの経歴（いつ、どこから動物を導入したのか）

チェックシート2

(愛玩動物入手後1～2週間の注意点)

注意！！

入手後すぐにそれまで飼っていた動物と同居させることは避け、1～2週間は特に健康状態に異常がないか、よく確認しましょう。

《ご自身で確認すべきこと》

- ☐ 元気はありますか
- ☐ 食欲はありますか
- ☐ 太ったり、痩せたりしてきていませんか
- ☐ 行動などに異常はありませんか
- ☐ 口、鼻、目、耳の周りは汚れていませんか
- ☐ お尻の周りは汚れていませんか
- ☐ 便や尿に異常はありませんか
- ☐ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか
- ☐ 咳やくしゃみをしていませんか
- ☐ 運動を嫌がっていませんか

《獣医師に確認してもらうこと》

- ☐ 健康状態が良好であること
- ☐ 外部寄生虫及び内部寄生虫の感染がないこと
- ☐ 必要な予防注射を接種すること
- ☐ 必要な疾病予防措置を講じること

チェックシート3

(日常の飼育での注意点)

注意！！

異常が認められたら早めに獣医師に相談しましょう。

《確認すべきこと》

1. 全体の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ 元気はありますか | ☐ 咳やくしゃみをしていませんか |
| ☐ 食欲はありますか | ☐ 運動を嫌がるようになってきていませんか |
| ☐ 太ったり、痩せたりしてきていませんか | ☐ 頭をよく振っていませんか |
| ☐ 食べ物の好みが変わってきていませんか | ☐ 爪は伸びすぎていませんか |
| ☐ 呼吸が苦しそうなことはありませんか | |
| ☐ お尻の周りの臭いは気になりませんか | |
| ☐ 糞便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか | |
| ☐ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか | |

2. 顔周りの様子

- | | |
|--|--|
| ☐ 口の周りは汚れていませんか | ☐ 目の周りは眼やになどで汚れていませんか |
| ☐ よだれや歯石などはありませんか | |
| ☐ 口の臭いは気になりませんか | ☐ 耳は耳あかなどで汚れていませんか |
| ☐ 鼻の周りは汚れていませんか | ☐ 耳の臭いは気になりませんか |
| ☐ 鼻汁などはありませんか | |

3. 毛並みの様子

- ☐ 皮膚の状態に異常（傷や腫れ、赤み）はありませんか
- ☐ 被毛の状態に異常（脱毛やツヤが悪い）はありませんか
- ☐ ノミやダニがついていませんか
- ☐ お尻の周りは汚れていませんか

《その他の注意すべきこと》

- ☐ 飼育環境は清潔ですか
- ☐ 飼育室の広さや明るさ、湿度、風通しなど、動物にとって快適な状況ですか
- ☐ 衛生昆虫（ノミ、ダニ、蚊など）の対策はしていますか
- ☐ 必要な予防注射や疾病予防措置を講じていますか

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

参考資料と解説

1 愛玩動物飼育状況

「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」第1年目総括報告（2004年3月）より
(2.7 参考図書類参照)

研究要旨：

国内の愛玩動物飼育実態調査の一環として、イヌおよびネコの飼育状況の調査と飼育者および臨床小動物獣医師における人獣共通感染症意識調査を行った。

その結果、国および民間がまとめた各種統計情報等を解析した結果、国内におけるイヌの飼育頭数はいずれの調査でもおよそ1000万頭と推定されたことから、今後イヌの衛生管理ならびに人獣共通感染症対策はこれを基礎に行うことが妥当であると考えられた。厚生労働省へ登録される飼い犬数から算出される狂犬病ワクチン予防接種率は78.2%（平成13年度）であるが、上記の推定実態飼育数から求めた狂犬病ワクチン接種率は46.0%まで低下していると考えられた。

また、各種エキゾチックペットの飼育等頭数も増加傾向にあることが明らかとなり、人獣共通感染症対策として重要視しなければならないことが示唆された。

臨床獣医師を対象とした人獣共通感染症調査では、21%の獣医師が週に一度以上人獣共通感染症が疑われる動物症例を診察していることが明らかとなり、低頻度の診察経験を有する獣医師を加えると全体の三分の二が人獣共通感染症の診察経験を有することが明らかとなった。さらにこのうちの53%が、実際にヒトへの感染を引き起こしたと思われる状況に遭遇したと答えていることから、愛玩動物が原因となる人獣共通感染症感染事故は想像以上に多いことが明らかとなり、衛生管理の徹底をはかる必要性が高いことが示された。

A 調査目的

近年、飼育ペットに関する状況は大きく変化しつつある。飼育される愛玩動物の数が増加したことに加えて、イヌ、ネコをはじめとした従来からの愛玩動物のみならずエキゾチック・アニマルと呼ばれる野生由来動物が飼育されるようになったことなどがあげられる。また、集合住宅等での飼育が容認傾向にあり人間との密着度が高まり、高齢者等の免疫低下者が愛玩動物を室内飼育する例も増加している。またほとんどの小学校等では種々の小動物を飼育している。このように、これまでにないペットブームといわれる現在、愛玩動物はヒトとの距離と接触時間の面から、動物由来感染症予防の目的で日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。

しかし輸入動物や野生動物由来感染症等と比較して愛玩動物由来感染症の実態に関

する調査研究が十分に行われているとは言い難い。事実、代表的な愛玩動物であるイヌやネコに関してすら飼育頭数の把握が不十分であり、さらに臨床獣医師が診察する人獣共通感染症感染の経験についての把握も、必ずしも十分ではなかったと思われる。

本調査では、

(1) 愛玩動物飼育者等を対象に、イヌ、ネコ、鳥類をはじめとした各種愛玩動物の飼育状況（種類、数、飼育場所など）および人獣共通感染症（知識、罹患歴、対処法、予防法など）に対する意識等の調査を行う。

(2) 各種愛玩動物（イヌ、ネコ、愛玩鳥、観賞魚、エキゾチックペット）および飼い主における感染症発生状況（発生頻度、重傷度、診察法、治療法など）および飼い主への指導等の調査を行う。

これにより本研究では、おもな動物由来感染症の発生状況の調査を行い愛玩動物の衛生管理に関する理解を広めることを目的とする。

企画した調査項目と調査方法に従って、実際の調査は株式会社東レリサーチセンターに委託して実施した。

第1年度において集計された成績を次に述べる。

B 愛玩動物飼育状況に関する調査方法と結果

1 飼育犬の厚生労働省への届出数と狂犬病ワクチン接種数

厚生労働省へは、毎年都道府県衛生部等を通して、イヌ飼育数と狂犬病ワクチン接種数が報告される。表1には平成14年度のイヌ登録数および狂犬病ワクチン接種届出数を示す。これによると全国の飼育犬頭数は約629万頭と報告されている。

従来公的に認められてきた飼育数はこの厚生労働省への届出数である。しかし、これが飼育実態をどの程度反映したものとなっているか検討する必要性が指摘されてきた。

2 ペットフード工業会調査資料

ペットフード工業会は、ペットフードメーカー52社（2004年2月1日現在）が組織する業界団体である。

同工業会では平成6年度より、全国各地を対象として訪問アンケートによる大規模な『犬猫飼育頭数調査』を実施しており、その結果から我が国における犬猫の飼育数（飼育率）を推計し公表している。平成15年度の調査では、調査規模を拡大し、これまでより多い7000人以上をアンケートの対象としたこと、二人以上の普通世帯だけでなく、単身世帯の調査を精密化したことによって、より実数に近い数値が得られたとしている。

平成15年度の調査結果では、イヌ、ネコともに増加し、イヌの飼育頭数が過去最高の1,113万7千頭と推計され、飼育率は18.3%（平成14年度16.7%）と算出された。すなわち、およそ5世帯に1世帯が、イヌを飼っている計算になる。飼育場所についても、調査開始以来初めて犬の室内飼育率（46.2%）が屋外飼育率（44.2%）を上回ったとされる。

表2に、厚生労働省へ登録されている飼育犬頭数と、ペットフード工業会調査による推定飼育犬数の比較を示す。これによると、全国の登録犬数とほぼ同数のイヌが未登録で飼育されて

いることが推定される。

両調査数の間の乖離の原因および、実数の推定のために他の調査結果からさらに考察を加える必要があった。この目的で、調査年は異なるが、総理府調査、国勢調査、および国立公衆衛生院による調査の解析を行った。

3 総理府調査と国勢調査からの推計

総理府は、動物愛護に関する国民の意識を調査する目的で、平成 12 年(2000 年)に 20 歳以上の男女(3000 人)を対象に『動物愛護に関する世論調査』を実施した。これによるとイヌやネコなどのペットを飼っている(36.7%)、飼っていない(63.3%)との回答があり、“飼っている”と答えた人のうちの 63.8%が、“イヌを飼っている”と答えたとされる。

同様の調査が平成 15 年に内閣府によって実施された。上記と同じ質問に対して、ペットを飼っているという回答は 36.6%、そのうち犬を飼っている割合が 62.4%であり、ほとんど変化がないという結果となっている。

平成 12 年は国勢調査が実施された年である。同年 10 月 1 日現在の我が国の総人口は、約 1 億 2 6 9 0 万人という結果が得られている。一般世帯を対象として、単純に総理府の調査結果を拡大推計してみると、全体のうち約 4583 万人が“ペットを飼っている”と答え、そのうち 2 900 万人が“犬を飼っている”と答えることになる。1 世帯で 1 匹のペットを飼養していれば、その世帯内のそれぞれが「飼っている」と答えることになるので、同じく国勢調査から算出した一般世帯の平均世帯人数(2.7 人/世帯)で除したところ、1 074 万頭と概算された。

4 厚生労働省統計資料と国立衛生研究院の研究結果からの推計

平成 8 年に国立公衆衛生院(現国立保健医療科学院)で調査し、推計された犬の登録率は 61.1%であった。これを平成 12 年度末の犬の登録件数 5,779,462 にあてはめると、9 46 万頭と概算された。

5 イヌ飼育数調査のまとめと狂犬病ワクチン接種率

これまでに得られた推計による犬の飼育数は、それぞれ、946 万頭、100 4 万頭、1074 万頭という結果であった。子犬数や抑留犬数(登録犬と野犬の両方が含まれる)、輸入数は、合計しても 10 数万頭程度であることから、この推計値に大きな影響を与えるものではない。したがってすべての統計値の比較が可能な平成 12 年には、我が国には1000 万頭程度のイヌが飼育されており、現在では、さらに増加していると考えられる。この飼育数推計値を基準にすると、80.0%であった平成 12 年度のイヌ狂犬病予防接種率は、46.0%まで低くなっている可能性がある(表 3)。

C 人獣共通感染症診察経験に関する臨床獣医師への調査方法と結果

人獣共通感染症が疑われる動物の症例への遭遇頻度については、21%の獣医師が週に 1 例以上遭遇していると答えた。たまに遭遇するという回答を含めると、合わせて 67%にまで上り、全体の 3 分の 2 以上を占める。一方で実際に人への感染を引き起こしたと思われる症例に遭遇

した獣医師は 50%強であるという結果となったが、獣医師と医師の両方が情報交換を行えば、さらに高まる可能性があるろう。

平均的な飼い主における人獣共通感染症の認知度については、「よく知っている」と答えた回答はゼロであった。「飼育している動物についてはよく知っている」という回答でさえ 1%であり、92%の飼い主はあまり、あるいは全く知らないという状況が浮かび上がった。また、飼い主から人獣共通感染症について相談や質問を受けた経験の有無を尋ねた設問では、95%が経験有りとの回答であった。人獣共通感染症に関して、獣医師から情報を得ようという姿勢は飼い主が強く持っていることが示されたことから、これに答えるべく獣医師の積極的な関与が望まれる。

D 考察

今回の調査において印象深かったのは、臨床獣医師から得た回答において、医師との連携強化や中央および地方行政等に対する情報交換システム作りの要望が非常に強かった点である。

今後は、獣医師へのヒアリングによる、ペット愛好者における動物とのリスクの高い接触例の収集や、ペット愛好者へのアンケートなどを実施し、具体的なペットとの接触内容やその頻度などについて検討を行う必要性が生ずる可能性もある。

2 愛玩動物およびその他の宿主動物

動物由来感染症の病原体は、通常自然界では固有の動物種の間で維持され、病原体を保有している動物は宿主と呼ばれる。人は宿主動物との接触等によって動物由来感染症の病原体に感染する。宿主動物は次のようにグループ分けされる。

①従来からの愛玩動物（イヌ、ネコ、小鳥など）

現在は空前のペットブームといわれ、さまざまな種類の動物が愛玩目的で飼育されている。このうち従来から愛玩目的で飼育されてきたイヌやネコでは、飼い主との間には互いの信頼感や心理的な交流も生じ、ほかの動物には見ることのできない密接な関係ができあがることが多い。そのためこれらの動物は伴侶動物と呼ばれることもある。

2005 年のペットフード工業会調査によると、国内のイヌの飼育頭数は約 1300 万頭、ネコは約 1200 万頭に達するとされ、国民一人あたり 0.1～0.2 頭のイヌ、・ネコを飼育していると計算される。外国ではアメリカでイヌが 5000-6000 万頭、ネコは約 6000 万頭が飼育されており、国民一人あたり 0.4～0.5 頭が飼育されている(1999 年)。カナダではイヌが 300 万頭、イギリス、ドイツ、フランスではイヌが 500-800 万頭前後、ネコが 600～800 万頭、イタリアではイヌが 500～800 万頭飼育されていると推定されている。

一方愛玩用の小鳥類については、国内全世帯の 3-4%が、観賞用魚類は 15%が飼育しているとの調査結果が報告されている。

このように従来からの愛玩動物は人とはきわめて密接な関係を有しているが、動物由来感

染症の保有/原因動物一つであることを忘れてはならない。むしろ、日常的に人と最も近い距離にいることを考えると、動物由来感染症の予防の観点から最も注意しなければならない動物であることを認識すべきである。

②エキゾチックペット（げっ歯目動物、爬虫類など）

最近、輸入されたリスやネズミ類などのげっ歯目動物、アライグマなどの小・中型哺乳類、トカゲやカメなどの爬虫類など、従来の愛玩動物とは異なる珍しい動物を愛玩目的で飼育する愛好者が増加している。しかしこれらのエキゾチックペットは、輸出国で捕獲された野生動物が愛玩用に輸入・販売されている可能性がある。

野生動物の感染症に関しては、その原因、症状、検査法、治療法、予防法などについてほとんど研究が進んでいない。そのため、エキゾチックペットには野生に存在する感染症を直接家庭内へ持ち込む危険性があり、十分な注意が必要である。

③学校飼育動物

小学校等で飼育されている動物は、飼育係は児童という不特定多数の初心者であること、および教職員にも動物の専門家はいないため、衛生管理の不徹底を招きやすい。

さらに、児童は感染症に対する抵抗力も十分には備わっていない可能性があり、動物由来感染症の感染源として注意が必要である。

④野生動物（イノシシ、シカなど）

国内には約 70 種類の陸棲哺乳動物と約 30 種の翼種目（コウモリ）が生息する。これらの野生動物との接触により新しい動物由来感染症が発生する可能性もある。

⑤都市型野生動物（ネズミ、カラスなど）

ネズミやカラスやドバトなどは人間とほぼ同じ生活空間を共有しながら独自の生態系を形成している都市型野生動物で、動物由来感染症対策の観点から重要である。

⑥家畜と魚介類（家畜、家禽、魚介類）

家畜・魚介類由来感染症は、食品を介して感染する症例が多い。

このほか、展示動物（動物園動物など）や実験動物（ラット、サルなど）についても動物由来感染症の保有・感染源動物として対策を講ずる必要がある。

3 愛玩動物から人への感染

動物との間の距離が近ければ近いほど、人は動物に対して親密な感情を持つことが多い。この傾向は特に愛玩動物において強く認められる。しかし一方では、動物との距離が近くな

ればなるほど、動物が持っている病原体との接触の機会が増加する。

愛玩動物から人への病原体の伝播は、大きく直接伝播（接触、咬傷、掻傷、糞口感染など）と間接伝播（糞口、ベクター媒介感染など）の二通りに分類することができ、それぞれは、さらに細かく分けることができる。イヌやネコなどの愛玩動物から人へ病原体の伝播経路に認められる特徴として、人との距離が近いことを反映して、病原体が動物から直接人の体内に侵入する直接伝播の機会が多いことがあげられる。

愛玩動物由来感染症の予防には、動物との絆を断たずに病原体の伝播だけを断つ対策が必要となる。

①接触感染とその予防

接触感染の予防に際しては、明らかに皮膚病変のある動物、粘膜等に病変や異常のある動物、下痢等によって肛門周囲が汚れている動物等の取り扱いには注意を要する。特にこれらの動物と幼児の接触は避けるべきである。

一方、健康な愛玩動物との接触には接触制限等の過剰な対策は必要ではない。通常は、接触等の後に手洗いをを行うことで十分に予防が可能である。

②咬傷や引っ掻き傷等の外傷からの感染とその予防

動物による咬傷や引っ掻き傷自体は感染症ではないが、口腔内にいる病原体や爪等に付着していた病原体が傷口から侵入して感染が成立する場合がある。

咬傷や引っ掻き傷を受けた場合は、できるだけ早く大量の流水を使って、場合によっては石けんを使って唾液を洗い流してから医師の診察を受ける。傷口が重傷の場合は直ちに医師の診察を受ける。

外傷の予防のためには、飼育している愛玩動物の特性を熟知して攻撃を受けないように接することや、穏和な性格に育て上げることも重要である。

愛玩動物に咬まれて感染する病気としてはパスツレラ菌、カプノサイトファガ菌、鼠咬症原因菌が、引っ掻き傷から侵入する病原体として、猫ひっかき病の原因菌などがある。

③糞口感染とその予防

動物に触れたり遊んだりした後、手指等に付着していた排泄物中の病原体が経口的に侵入して起こる感染が糞口感染である。

代表的な糞口感染であるサルモネラ症は爬虫類（ヘビ、トカゲ、カメ、イグアナなど）をはじめとしたエキゾチックペットが原因となることが多い。トキソプラズマ症はネコの糞中のトキソプラズマ原虫が原因となる。

特に幼児は頻繁に手を口に持ってゆくために、糞口感染の機会も多くなる。糞口感染を防ぐためには、動物に触れたあとには石鹸と流水で手洗いを励行することが効果的である。

④ベクターが媒介する感染とその予防

蚊、ノミ、ダニ、ハエなどがベクターとなって動物から人に病原体を運び、発症する感染

がある。

このうち、蚊がベクターとなる動物由来感染症にイヌ糸状虫症、日本脳炎、ウエストナイル熱などがある。ウエストナイル熱はこれまでわが国では発生していない。イヌ糸状虫症の予防には蚊対策とともにイヌに対する予防薬の投与が効果的である。

ノミがベクターとなる動物由来感染症に、ペストや発疹熱がある。エキゾチックペット、特にげっ歯目動物からの持ち込み対策が行われている。

ダニが媒介する動物由来感染症としてライム病、バベシア症、日本紅斑熱などがあり、自然界ではげっ歯目などの哺乳動物が宿主となっている。

ベクター媒介感染の予防対策としては、愛玩動物飼育環境から節足動物等を排除することが最も効果的である。飼育している愛玩動物に対しては日常的に体表面を観察して外部寄生虫が寄生している場合には直ちに除去し、節足動物忌避剤を使用することも効果が高い。

⑤再帰性人獣共通感染症

本来は人を自然宿主とする病原体が人と近い距離で生活している愛玩動物等に感染しうるということが知られている。代表的なものに結核、インフルエンザ、ブドウ球菌症、細菌性赤痢などがある。

動物に感染した人の病気が再び人に感染（人→動物→人と伝播）するとき、これは再帰性人獣共通感染症と呼ばれ、関わる動物としては愛玩動物が多い。室内飼育動物のように、人と動物との距離が近くなるほど再帰性人獣共通感染症の問題は重要となる。

再帰性人獣共通感染症の予防には、飼い主自身の健康管理が第一であり、発症した場合にも同居愛玩動物等への伝播がないよう注意する必要がある。

4 愛玩動物由来感染症の病原体

人に感染しうる微生物のうち 60%以上、800 種類以上が動物由来であると報告されている。これらの病原体は次のように分類することができる。

寄生虫：

内部寄生虫：イヌ・ネコ回虫、エキノコックス（多包条虫）、東洋眼虫、鉤虫、顎口虫、イヌ糸状虫など。

外部寄生虫：ダニ、ノミ、蚊、シラミ、など。

原虫：

赤痢アメーバ原虫、トキソプラズマ原虫、バベシア原虫、クリプトスポリジウム原虫など。

真菌：

皮膚糸状菌（白癬菌、イヌ小孢子菌、毛瘡菌など）やクリプトコックス菌など。

細菌：

パストレラ菌、バルトネラ菌、ブルセラ菌、レプトスピラ、ブドウ球菌、野兔病菌、カプノサイトファガ菌、エルシニア菌、カンピロバクター菌、バルトネラ菌、非定型抗酸菌など。

クラミジア/リケッチア：

オウム病クラミジア、Q熱リケッチア、日本紅斑熱リケッチアなど。

ウイルス：

インフルエンザウイルス、ウエストナイル熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、出血熱ウイルスなど。

感染性プリオン：

異常プリオンタンパク質（牛海綿状脳症、変異型クロイツフェルトヤコブ病の原因）。

5 おもな愛玩動物由来感染症

愛玩動物から感染するおもな病気として下記のものがあげられる。それらの一部について要点を解説する。詳細については専門書等を参照することが望ましい。

イヌ由来感染：

パストレラ症、カプノサイトファガ症、エルシニア症、皮膚糸状菌症、イヌ・ネコ回虫症、カンピロバクター症、猫ひっかき病、他

ネコ由来感染：

トキソプラズマ症、猫ひっかき病、パストレラ症、Q熱、エルシニア症、皮膚糸状菌症、イヌ・ネコ回虫症、カンピロバクター症、他

小鳥等由来感染：

オウム病、カンピロバクター症、クリプトコックス症、他

観賞魚類由来感染：

非定型抗酸菌症、他

げっ歯目動物由来感染：

鼠咬症、レプトスピラ症、エルシニア症、皮膚糸状菌症、他

爬虫類由来感染：

サルモネラ症、他

5.1 パスツレラ症その他の咬傷感染症

イヌやネコに咬まれ、咬傷から侵入した病原体による感染症のなかで最も患者数が多いと考えられているのがパスツレラ症である。このほかに、咬傷から感染する疾患にカプノサイトファガ感染や鼠咬症などがある。菌は咬傷によらない小さな傷や粘膜から侵入することもある。愛玩動物との濃密な接触が増える傾向にあるため、これらの感染も増加することが心配される。

病原体：

パスツレラ属の細菌（*Pasteurella multocida* など）、カプノサイトファガ属菌（*Capnocytophaga canimorsus*）、スピリルム菌（*Spirillum minus*）など。

保菌動物となる愛玩動物：

おもにイヌ、ネコ。まれにげっ歯目動物による咬傷感染もある。

愛玩動物における発生状況：

パスツレラ属の菌は、約 75%のイヌ、およびほぼ 100%ネコの口腔内、上気道、消化管に常在している。カプノサイトファガ菌およびスピリルム菌の保菌率は大規模な調査の報告はない。

動物は保菌していても症状は現さない。

患者発生状況：

感染症法等による届出対象疾患ではないため、全国的な統計はないが、ペットブームによる飼育数の増加と室内飼育、緊密な接触などにより発生数は年々増加していると考えられる。

愛玩動物から人への伝播：

原因菌がイヌ、ネコ、飼育されているネズミ類などに咬まれたり引っ搔かれた傷から侵入することにより感染する。また、口の周辺を舐めさせることで動物の唾液から経口的に菌が侵入することもある。

臨床像と治療：

潜伏期間は通常、受傷後 2 日以内。数時間で局所の発赤がおこる場合もある。受傷部位の化膿、疼痛、発熱、蜂窩織炎、リンパ節の腫脹に進む場合もある。受傷部位や傷の深さによって、関節炎や骨髓炎を起こすことがある。免疫力が低下している人（糖尿病、悪性腫瘍、高齢など）の感染で敗血症や髄膜炎を起こした例も報告されている。

早期に適切な抗生物質を用いた治療を開始することが重要である。膿汁の吸引などの処置が必要な場合もある。

愛玩動物の衛生管理と人への感染予防：

咬傷の主な原因病原体に対して人用のワクチンはない。また、薬剤を用いてイヌやネコの口腔内から菌を除去することは不可能である。

したがって、予防に最も重要なのは動物が病原体を保有しているとの前提のもと、咬傷や引っ搔き傷を受けることのないように取り扱い、キスや、口の周りを舐めさせたりしないことである。イヌやネコについては温厚な性格になるように訓練や教育をすることも有効である。げっ歯目動物は飼育しないことが望ましい。

軽度の傷を受けた場合や口の周りを舐められたときには石けんと流水でよく洗い、付着している菌を流し去ることが有効である。その後、傷の程度によって消毒薬を塗布したり、深い傷の場合は医療施設で受診したり抗生物質による治療を受ける。

5.2 イヌブルセラ症

動物からヒトにうつるブルセラ症のうち、イヌブルセラ症は最も軽症とされる。わが国には1970年頃、輸入された繁殖犬によって持ち込まれたと考えられる。

病原体：

イヌブルセラ菌 (*Burcella canis*)。

保菌動物となる愛玩動物：

イヌ。

愛玩動物における発生状況：

家庭で飼育されているイヌにおける感染率は明らかではないが、動物愛護センター等に保護されたイヌの調査結果によると数%程度が過去に感染したことを示す抗体を保有している。イヌからイヌへは交尾等によって伝播し、時としてイヌの繁殖施設において集団発生がみられる。このような繁殖施設からペットショップを経て保菌犬が購入される可能性がある。

患者発生状況：

家畜由来ブルセラ菌（感染症法に基づく4類感染症）に感染したことが確認される患者はきわめてまれである。中でもイヌブルセラ症の症状は軽い場合が多く、感染を自覚しない感染者がどのくらいいるのかは不明である。イヌと濃密な接触をすることの多い獣医師に抗体陽性者が散見されるが、この場合も抗体検査によって感染に気づくことがほとんどである。

愛玩動物から人への伝播：

イヌブルセラ菌は、尿や精液、感染犬が流産した場合は流産胎児や汚物に排泄されることが知られている。このため、分娩の介助や死流産した胎児を取り扱うことによって感染する可能性がある。原因菌が傷口や粘膜から侵入したり経口的に侵入することにより感染する。

臨床像と治療：

潜伏期間は通常1-3週間で、その後、発熱、発汗、悪寒、倦怠感、頭痛などのカゼ様症状を呈することがある。しかしこの菌はヒトに対しては病原性が弱く、発症することはまれである。

発症した場合は他のブルセラ属菌感染の場合と同様に抗生物質を用いた治療が行われる。

愛玩動物の衛生管理と人への感染予防：

動物用、人用ともにワクチンはない。

イヌの購入に当たっては、死流産の発生がなく、生まれた子犬の発育が良好な信頼のおける繁殖所やペットショップを利用する。愛護センター等から入手する場合にはブルセラ感染の心配のない動物であることを確認し、愛護センターも検査体制を確立することが望ましい。

飼育に当たっては、健康不良犬との接触を制限する、健康不良犬との接触を避けるため放し飼いを行わない、などが必要である。

5.3 オウム病

オウム病はおもにインコやオウム類からオウム病クラミジアが感染することにより発症し、非定型肺炎などをおもな症状とする。

病原体：

オウム病クラミジア (*Chlamydophyla psittaci*)。

保菌動物となる愛玩動物：

おもにインコ、オウム、その他の鳥類。動物園展示動物（鳥類、ヘラジカ）が感染源となった事例もある。

愛玩動物における発生状況：

オカメインコ、セキセイインコをはじめとしたインコ類、およびオウム類の感染率が高く、輸入鳥の数十%、家庭飼育の愛玩鳥の数%が保菌しているとの報告がある。その他の鳥類でも感染の報告が多い。都市型野生動物ではドバトの保菌率が20%程度との報告がある。

保菌動物は通常はほとんど健常に見えるが、不定期に便や分泌液中に排菌する。発症した場合は、元気・食欲を喪失し、羽毛の逆立ちや鼻水、下痢便などの症状を出し、死亡する場合もある。鳥類以外ではイヌやネコなどの愛玩動物もオウム病クラミジア菌に感受性を持っていることが知られている。

患者発生状況：

感染症法に基づき4類感染症に指定されており、病気の鳥を診断した獣医師、および患者の診断を行った医師は保健所に届け出ることが義務付けられている。年間数十名程度の患者が報告されているが、届出されていない患者がかなりいるものと推定されている。

愛玩動物から人への伝播：

おもな感染源動物はインコやオウム類であるが、シチメンチョウやガチョウなどの鳥類からの感染も報告されている。病鳥や保菌鳥の排泄物が乾燥して舞い上がり、それを吸入することで感染する経路が多い。ペットショップや一般家庭でも感染しうる。

臨床像と治療：

病型として、インフルエンザ様症状の異型肺炎、肺炎型、敗血症様症状がある。潜伏期間は1-4週間。その後突然の発熱で発病。頭痛、全身の倦怠感、咳、筋肉痛、関節痛を起こし、気管支炎や肺炎に至る例もある。

診断では、鳥類との接触歴の確認が重要である。鳥類との接触歴があり、気管支炎や肺炎があるときは本病を疑う。人から人への感染はきわめて希である。

テトラサイクリン系抗生物質が第一選択薬である。

愛玩動物の衛生管理と人への感染予防：

人用、動物用ともワクチンはない。

感染予防には、飼育鳥の衛生管理が基本となる。乾燥した糞の吸入を避け、口移しの給餌は行わないことが重要である。鳥に異常が認められた場合には獣医師の診察を受ける。また、死亡鳥を取り扱う場合は手袋やマスクを着用するなどの注意が必要である。予防対策の基本は、飼育環境の衛生管理と不顕性感染鳥の早期発見・隔離である。外部から新しい鳥を入れる場合には数週間の隔離やテトラサイクリン系抗生物質の一定期間の投薬を行うべきであろう。

5.4 皮膚糸状菌症（白癬）

皮膚糸状菌（糸状菌、カビの一種）の感染によっておもに皮膚が障害を受け、白癬、皮膚真菌症とも呼ばれる。おもな感染経路は感染動物との接触であり典型的な動物由来感染症の一つであるが、人から人への感染も多いため動物由来感染症としての認識は低い。予防対策を進めるために、飼い主、医師、獣医師はこの疾患が動物由来感染症であることを認識する必要がある。

病原体：

イヌ小孢子菌（*Microsporum canis*）、毛瘡菌（*Trichophyton mentagrophytes*）など。日本では10種類程度の菌が問題となる。

感受性を持つ愛玩動物：

イヌ、ネコ、ウサギ、げっ歯目など。これらの動物では落屑、紅斑、被毛の断裂、脱毛、毛包炎、糜爛などを呈し、肉芽腫に進む場合もある。

愛玩動物における発生状況：

全国的な感染率調査などは行われていないため、不明である。

菌が付着していても全く症状を現さない場合もあるが、発症動物では、体の各所に落屑、紅斑、被毛の断裂、脱毛、毛包炎、糜爛などを呈し、重篤になると化膿や肉芽腫に進む場合もある。

患者発生状況：

感染症法等による届出対象疾患ではないため全国的な統計はないが、皮膚科新来患者の13%以上が白癬との報告がある。しかしながら、このうちどの程度が動物由来感染であるかは不明である。

愛玩動物から人への伝播：

感染動物の被毛などとの接触により伝播。感染動物の室内飼育などでは、動物との接触の機会が多いことから、飼い主への伝播の可能性も高くなる。排菌量は1才未満の感染動物で多いことが知られている。

臨床像と治療：

頭部白癬（シラクモとも。境界が明瞭な落屑や脱毛）、体部ないし体部白癬（ゼニタムシとも呼ばれる。境界が明瞭な紅斑や環状の隆起、小水包形成など）、ケルスス禿瘡などがある。場合によって爪が侵されたり、重度の毛包炎に至ることもある。

治療は抗真菌剤の外用または内服によって行われる。

愛玩動物の衛生管理と人への感染予防：

わが国では、人用、動物用ともワクチンは用いられていない。

動物に皮膚病変が現れてだんだん広がっていくときは獣医師の診察を受ける。動物では症状が軽いか無症状であっても人に感染すると重症化することがある。感染動物が室内にいる場合はほこりの中の菌数が増えるため、清掃などによって物理的に生活環境の清潔を保つ。

5.5 猫ひっかき病

ネコ（時にイヌ）に引っ掻かれたり咬まれたりしたとき傷口から侵入したバルトネラ菌が原因となっておこる動物由来感染症である。

病原体：

バルトネラ菌（おもに *Bartonella henselae*、まれに *B. clarridgeiae*）が原因菌である。

感受性を持つ愛玩動物：

ネコは感染すると通常 2-3 ヶ月間にわたって血液中にバルトネラ菌を保有し、菌血症の状態にある。イヌから人への感染報告では、イヌが猫ひっかき病の病原体を保有していたのか、あるいは偶然付着していたネコノミが保有していた菌が人に感染したのか、明らかではない。

愛玩動物における発生状況：

わが国のネコの数～10%がバルトネラ菌を保有しているか、感染歴を有するとされる。一般に、南の地域では北に比べて感染率が高い。飼いネコのなかでも、戸外に出る機会の多いネコの感染率が高い。ネコの間の感染経路はノミによる媒介およびけんかによる創傷感染である。

ネコは菌を保有していてもほとんど発症しない。

患者発生状況：

感染症法に基づく届出対象疾患ではないため、全国的な統計はない。神戸市と福岡市で行われた調査では、医師の多くがこの疾患を経験していることが明らかとなり、全国的にも患者は多いと推定される。患者発生は、ノミの繁殖期で感染ネコが増加する夏期と、室内でネコと人との接触機会が増える冬期に多い。発生は若齢者に多い。

本症は通常は軽症で、特に治療をしなくても治癒することが多い。しかし、免疫状態が低下している患者（アルコール中毒者、好中球減少症患者、脾臓摘出者、糖尿病患者、HIV 感染者など）では重症化する場合もあるため注意が必要である。

人から人への感染はない。

愛玩動物から人への伝播：

バルトネラ菌はネコの赤血球中で増殖し、吸血したノミに取り込まれ、ノミの糞と共に排泄される。ネコが人を引っ掻いたとき、菌が擦り込まれて感染が成立する。子ネコが原因となることが多い。

臨床像と治療：

潜伏期間は通常 10 日以内で、菌の侵入部位に丘疹や水疱が現れ、局所リンパ節（腋窩、鼠径部、頸部が多い）の腫脹を見る。発熱や悪寒を伴うことが多い。通常、特別な治療を受けなくても 2-3 週間で自然治癒するが、抗生物質の投与で症状は改善する。免疫不全状態の人では細菌性血管腫に至ることもある。

愛玩動物の衛生管理と人への感染予防：

動物用、人用ともワクチンはない。

原因菌はネコからネコへノミによる媒介で伝播する。そのため、飼い猫のノミ駆除（放し飼いの禁止、ノミ忌避剤の使用、頻繁なシャンプー）などの衛生管理が人の感染予防の基本となる。ネコを丁寧に取り扱い、ネコによる受傷の機会を減少させることも効果的である。引っ掻かれたときは石けんと流水（水道水など）で十分に洗浄する。

5.6 エキゾチックペットからの感染症

エキゾチックペットと呼ばれる動物は、長い年月をかけて人間の愛玩用に飼育・改良されてきたイヌやネコをはじめとする動物とは対照的に、貿易の活発化などに伴って最近になって世界各地から輸入される珍しい動物などを指す。

げっ歯目：リス、ムササビ、ネズミ、ヤマネ、トビネズミ、ハムスター、チンチラなど

食虫目：各種ハリネズミ、テンレックなど

ウサギ目：各種ウサギ類

食肉目：カワウソ、アライグマなど

爬虫類：各種カメ類、ヘビ類、トカゲ類、イグアナなど

霊長目：リスザル、ロリス、マーモセット、タマリン、その他のすべてのサル類

翼手目：すべての食虫、食果、血吸いコウモリ

鳥類：各種鳥類

かつて愛玩目的等で輸入が可能であった動物のうち、現在では、プレーリードッグ、マストミス、ハクビシン等、ならびにアフリカ産げっ歯目、すべての翼手目、愛玩目的のサル類に関して輸入は禁止または事実上の禁止措置がとられている。また、その他の輸入が可能な動物に関しても、哺乳類や鳥類についてはすべて輸出国政府が発行した健康証明書が添付されていること等が条件となっている。一方で、野生由来エキゾチックペットに関して、健康状態や保有している可能性のある病原体に関する情報は皆無に等しい。このため、健康証明書で感染がない旨証明されている疾病以外の動物由来感染症の病原体を保有している可能性があることを念頭に置くべきである。

エキゾチックペットのほとんどは自然界から捕獲した野生動物であり、外見上健康に見えても真の健康状態や病原体の保有状況は調べられていない。したがって、エキゾチックペットからの感染を予防するためには、これらの動物を愛玩目的で飼育しないことが最も有効である。

しかし現実問題としては、これらの動物が輸入され、販売され、愛玩目的で飼育され、その結果ヒトへの健康被害が発生した例が、わが国および世界の各国で報告されている。エキゾチックペット由来感染症の大きな特徴として、世界各地の風土病が本来の流行地から遠く離れた地域で突然出現することであり、診断した医師または獣医師がこれを予想することは全く不可能と言わざるを得ない。

こうした現状を踏まえ、以下に、エキゾチックペットが原因で発生したことが報告されているおもな感染に関して解説する。

5.6.1 アメーバ赤痢

赤痢アメーバ原虫を病原体とし、下痢、腹痛、粘血便などを主徴とする疾患。

病原巣となる動物：

サル類。

愛玩動物における発生状況：

サル類、イヌ、ネコ、げっ歯目での感染報告があるが、これまで、サル類以外の動物が人の

感染の原因となった証拠はない。

患者発生状況：

感染症法に基づき 5 類感染症に指定されており、年間数百例の患者発生が届け出られている。このうちサル類を原因とする感染の割合は明らかではない。

動物から人への伝播：

糞中に排泄された感染性を有するシストの経口（糞口）感染。

エキゾチックペットとの関連

サル類をペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。飼育する場合には適切な糞の取り扱いや飼育環境の衛生対策の徹底が重要である。

5.6.2 アライグマ回虫症

アライグマ回虫が原因の幼虫移行症。

病原巣となる動物：

アライグマ。

愛玩動物における発生状況：

わが国では全国的な調査は行われていないが、原産地アメリカでは地域によって 20-70% の感染率とされる。

患者発生状況：

国内発生は報告されていない。米国では症例数はこれまでに 50 例近く、死亡率は 10 数%。

動物から人への伝播：

糞中の感染性虫卵の経口感染。

エキゾチックペットとの関連：

アライグマをペットとして飼育しないことが重要。

5.6.3 結核

結核菌群の抗酸菌による細菌性疾患。

病原巣となる動物：

ウシ、サル類、ブタ、イヌなど。

愛玩動物における発生状況：

おもにサル類。まれにイヌやネコ。

患者発生状況：

最近では年間約 3 万人の新規患者が発生。このうち動物由来感染の割合は明らかではない。

動物から人への伝播：

動物から排出された菌の経口感染、またはエアロゾル感染。

エキゾチックペットとの関連：

サル類からの感染が多いことから、サル類はペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。エキゾチックペット以外では、イヌやネコを介した再帰性人獣共通感染症として知られる。

5.6.4 狂犬病

狂犬病ウイルスが原因の脳炎と神経症状を示す疾患。発症すると死亡率は100%。

病原巣となる動物：

すべての哺乳類が感受性を持っているが、感染源として重要なのは肉食動物（イヌ、ネコ、キツネなど）および翼手目（コウモリ）で、それ以外の動物種が感染源となることは少ない。

動物における発生状況：

わが国には存在しないため感染動物の侵入防止対策が公衆衛生上重要である。

患者発生状況：

感染症法に基づき4類感染症に指定されている。わが国では1957年以降、国内発生はないが、世界的には年間3-5万人が死亡している。

動物から人への伝播：

おもに咬傷からウイルスが侵入する。このため肉食動物がおもな感染源となる。南北アメリカではコウモリが重要なウイルス保有動物であり、人への感染源ともなっている。

エキゾチックペットとの関連：

翼手目（コウモリ類）の飼育や接触を避ける。国外では愛玩用げっ歯類からヒトへの感染も報告されているが、例外的と考えて良い。

5.6.5 細菌性赤痢

赤痢菌感染による急性出血性腸炎で、鮮血を混じた下痢便を見る。

病原巣となる動物：

赤痢菌に感受性を持つ動物は、人の他はサル類のみ。

動物における発生状況：

菌が分離されるのは、ほとんどが旧世界ザル（カニクイザル、アカゲザルなど）と類人猿。

患者発生状況：

感染症法により2類感染症に指定されている。年間数百例の患者発生があるが、このうちサル類からの感染数は明らかではない。また、獣医師の届出対象疾患ともなっており、年間数10例のサルでの発生の報告がなされているが、大部分が輸入されたサルでの感染である。

動物から人への伝播：

経口（糞口）感染。

エキゾチックペットとの関連：

サル類からの感染が多い。サル類はペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。なお、現在、愛玩用のサル類の輸入は禁止されている。

5.6.6 サル痘

サル痘ウイルス（天然痘ウイルスと近縁）が原因となる、皮膚に生ずる発痘などをおもな症状とする感染。

病原巣となる動物：

アフリカ産げっ歯目動物およびサル類。

動物における発生状況：

中部アフリカ熱帯雨林地域では、げっ歯目動物やサル類に流行がある。

患者発生状況：

感染症法により 4 類感染症に指定されているが、わが国での発生報告はない。中央アフリカ等のアフリカ熱帯雨林地域に限局して発生が見られていたが、2003 年にエキゾチックペットが原因でアメリカ合衆国で約 70 名の患者が発生した。

動物から人への伝播：

感染動物からの接触感染。

エキゾチックペットとの関連：

2003 年 5～6 月、アメリカ合衆国で、アフリカから輸入されたエキゾチックペット（アフリカオニネズミなど）が原因のサル痘感染が発生した。これを受けて日本やヨーロッパではアフリカからのげっ歯目の輸入は禁止された。

野生由来のげっ歯目動物をペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。

5.6.7 サルモネラ症

サルモネラ菌を原因とする、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などを主徴とする急性腸炎。場合によっては髄膜炎等重篤化することがある。

病原巣となる動物：

哺乳類、鳥類、爬虫類などが保菌。

動物における発生状況：

カメやイグアナ、トカゲなどの爬虫類における保菌率は 50～90% と高い。

患者発生状況：

動物を感染源とするサルモネラ症の発生数は調査が行われていない。

動物から人への伝播：

手指を介した経口感染、糞口感染。

エキゾチックペットとの関連：

わが国ではミドリガメからの感染が多いとされる。アメリカ合衆国ではこのほかにイグアナなどのトカゲ類も感染源として重要視されている。爬虫類をペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。飼育する場合には、取り扱い後の手洗いの励行や飼育環境の衛生対策の徹底が重要である。

5.6.8 鼠咬症

げっ歯目動物の咬傷によって侵入した菌による全身性熱性疾患。

病原巣となる動物：

おもにドブネズミやクマネズミ（ラット）など。

動物における発生状況：

国内のげっ歯目動物の保菌率は高い。輸入げっ歯目動物の保菌率は不明である。

患者発生状況：

発生状況の調査は行われていない。

動物から人への伝播：

咬傷や引っ掻き傷による感染、汚染食品による経口感染。

エキゾチックペットとの関連：

げっ歯目動物に咬まれたり引っ掻かれたりした場合は、石けんと充分量の流水(水道水など)で傷口を十分に洗浄する。傷の程度によっては医師の診察を受ける。輸入げっ歯目動物をペットなどとして飼育しないことも感染予防に効果的。

5.6.9 ハンタウイルス肺症候群

ハンタウイルスを原因とする、肺機能障害をおもな徴候とする感染症。

病原巣となる動物：

南北アメリカのネズミ類。

動物における発生状況：

南北アメリカの各種の野生ネズミが固有のハンタウイルスを保有。

患者発生状況：

感染症法に基づき 4 類感染症に指定されている。南北アメリカでは地域により固有のハンタウイルス患者が発生。

動物から人への伝播：

糞・尿中のウイルスとの接触・吸入感染。咬傷感染。

エキゾチックペットとの関連：

南北アメリカ由来の野生ネズミをペットとして飼育しないことが最も有効な予防法である。

5.6.10 ペスト

ペスト菌を原因とする急性熱性感染症。

病原巣となる動物：

おもにげっ歯目動物。アメリカではネコによる感染例もある。

動物における発生状況：

日本では 1931 年以降発生を見ないが世界各地で発生。特に、アフリカ、中国、南北アメリカで発生が多い。

患者発生状況：

感染症法に基づき 1 類感染症に指定されている。日本では 1927 年以降発生を見ない。死亡率は病型により異なるが 5-100%。

動物から人への伝播：

おもな感染経路は、げっ歯目動物に寄生しているノミの吸血による伝播。動物種によっては感染していても軽度の症状しか認められない場合がある。

エキゾチックペットとの関連：

1998 年、アメリカ合衆国において日本に輸出予定のプレーリードッグ群でペストが発生し、

輸出は直前に中止された。現在プレーリードッグの輸入は禁止されている。

5.6.11 野兎病（やとびょう）

野兎病菌を原因とする急性熱性感染症。

病原巣となる動物：

おもにウサギ目とげっ歯目動物。

動物における発生状況：

わが国では、東北や関東の一部を中心に、野ウサギが保菌しているとの報告があるが、保菌率は不明である。

患者発生状況：

感染症法に基づき 4 類感染症に指定されているが、患者の届け出はほとんど無い。

動物から人への伝播：

狩猟による感染動物の剥皮、解体、摂食による接触感染や経口感染、ダニ等による媒介、汚染水系による伝播など。

エキゾチックペットとの関連：

2002 年、アメリカ合衆国から世界各国へ輸出されていたプレーリードッグ群で野兎病が発覚した。当該群の一部は日本へも輸入されていたが、幸い日本国内での発生は認められなかった。

5.6.12 リッサウイルス感染

リッサウイルス（狂犬病類似ウイルス）が原因となる脳炎等をおもな症状とする感染症。

病原巣となる動物：

翼種目（各種コウモリ）。

動物における発生状況：

世界各地に固有のリッサウイルスが存在するが、わが国ではまだ確認されていない。

患者発生状況：

感染症法に基づき 4 類感染症に指定されているが、わが国ではこれまでに発生の報告はない。世界各地で発生があるが、確認された患者は少ない。

動物から人への伝播：

コウモリによる咬傷など。不明の部分も多い。

エキゾチックペットとの関連：

コウモリ類をペットとして飼育しないことが最も効果的な予防法である。

現在翼手目動物の輸入は禁止されている。

5.6.13 レプトスピラ症

レプトスピラ菌を原因とする熱性感染症。

病原巣となる動物：

げっ歯目をはじめとするほとんどの哺乳類。

動物における発生状況：

世界的に汚染地域が広がっており、わが国でも発生報告がある。

患者発生状況：

感染症法に基づき 4 類感染症に指定されている。かつては国内でも多数の感染死亡者があったが現在では報告数は少ない。

動物から人への伝播：

菌は感染動物の腎臓で増殖して尿とともに排泄される。感染動物の尿との接触や尿で汚染された水との接触等によって健康な皮膚からも浸入することがある。

エキゾチックペットとの関連：

わが国でも動物輸入業者やペットショップの職員が、取り扱い動物に由来すると思われる感染を起こしている。

6 愛玩動物の衛生的な飼育（1）

「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」平成 16 年度研究報告・総括報告（2004 年 3 月）より（9 参考図書類参照）

研究要旨：

本研究では、おもな愛玩動物の飼育状況および愛玩動物由来感染症の発生状況の調査と予防診断法の開発を行い愛玩動物の衛生管理に関する理解を広めることを目的としている。

諸外国における愛玩動物の衛生管理調査の一環として、アメリカ合衆国ロサンゼルス郡における愛玩動物管理とエキゾチックペット等の輸入検疫に関する調査を行った。その結果、

国内の愛玩動物飼育実態調査の一環として、イヌおよびネコの飼育状況の調査と飼育者および臨床小動物獣医師における人獣共通感染症意識調査を行った。

イヌ咬傷とそれに伴う感染に関する調査研究では、イヌ咬傷の現状のアンケート調査、文献調査等を行い、咬傷事故の増加を示唆する成績が得られた。そのうち 5.9%は咬傷から感染症の症状に移行したと考えられた。また、新しい PCR 分析法のジェノパターン法の検討結果から、本法が *Pasteurella* 属菌の同定・疫学調査に有用であると考えられた。

イヌブルセラ症の診断法開発に関しては、四種類のプライマーセットを用いた PCR 法によって *Brucella canis* と他種ブルセラ菌との迅速簡便な鑑別が可能となった。この方法の有用性は、偶然発生した S 県の犬繁殖施設におけるブルセラ汚染事故の迅速診断において確認された。当該イヌ繁殖施設職員ならびに、同施設においてイヌの診断治療に当たった獣医師等に感染は認められなかった。

エキゾチックペット由来人獣共通感染症に関しては愛玩用に輸入された野生齧歯類 9 種 144 匹の病原体保有状況調査を行った結果、キャンピロバクター、サルモネラ、ヘリコバクター、コクシジウム、ジアルジア、クリプトスポリジウムが検出され、皮膚から黄色ブドウ球菌と *Aspergillus flavus* などの真菌が高率に分離された。このことはこれらの動物の取り

扱いについては十分注意する必要があることを示している。

また、麻布大学に病性鑑定のために持ち込まれた愛玩動物を病理学的に検索した結果、エルシニア症の集団あるいは散発性発生が7機関で確認された。さらに、プレーリードッグのサルモネラ敗血症およびリスザルの *Pasteurella multocida* による敗血症事例が検出された。

オウム病に関しては、愛玩鳥の *C. psittaci* の保有状況を、輸入卸売りおよび小売り業者、動物病院、および展示施設からの検体をPCR法にて調査した。その結果、健康鳥で5.4%、感染症が疑われた病鳥で7.6%からクラミジアが検出された。施設別にみると動物病院7.9%、動物販売業者5.6%および展示施設3.1%であった。斃死鳥では感染症が疑われた検体中28.3%からクラミジアが検出された。クラミジアが検出された鳥種ではインコ類からの検出率が高かった。愛玩鳥の *C. psittaci* 治療法について *C. psittaci* 陽性の保菌鳥の治療と経過観察を行い、半年までの陰性化を確認した。新たに開発したPCRプライマーによる *C. psittaci* 遺伝子検出法の特異性、感度等の検討を行い良好な成績を得た。

真菌症に関しては、わが国に存在することが知られていたコクシジオイデス症およびヒストプラズマ症のほかに、人獣共通真菌症はあまり知られていないパラコクシジオイデス症および黒色真菌症の一種であるオクロコニス症（家禽、ヒトやネコの脳炎、肺炎等の起因菌）についての発生状況の調査を行い、分子生物学的迅速診断法について検討した。

猫ひっかき病の研究に関しては、*Bartonella henselae* の遺伝子型と抗原性の比較を行った結果、日本人猫ひっかき病患者血清はtype II株よりもtype I株に、またアメリカ分離株より日本分離株に対し高い陽性率を示すことが明らかとなった。さらに、日本の猫血清も、アメリカ分離株より日本分離株に対して高い陽性率を示すことが明らかとなった。また、新しい血清学的診断法の確立に関しても検討し、OMPを抗原としたELISA法で、すべての検体に対しIFA法に比べ検出感度の方が高かったことから、より簡便で高感度の血清診断法になりうることを示唆された。

研究班構成（省略）

主任研究者：

神山恒夫（国立感染症研究所獣医科学部室長）

A. 研究目的

わが国には数十～100の動物由来感染症が存在する。これらの動物由来感染症のうち動物食品や輸入または国内野生動物が原因となる感染症に対しては近年の状況をふまえて各種の研究班等によって調査研究が進められてきた。特に感染症法の施行後、輸入動物や野生動物由来感染症に対する調査研究および行政対応が強化されてきた。

一方、愛玩動物由来感染症のヒトへの感染予防対策に関しては「小鳥からヒトへのオウム病感染予防対策について」（S62年、乳肉衛生課長通知）、および「ペット動物（イヌ・ネコ）由来人畜共通伝染病予防方策について」（S63年、同）等を中心に行われてきた。

しかし近年、愛玩動物の飼育状況は大きく変化した。一つは飼育される愛玩動物の数が増加したことに加えて、イヌ、ネコをはじめとした従来からの愛玩動物のみならずエキゾチック・アニマルと呼ばれる野生由来動物が飼育されるようになったことなどがあげられる。また、集

合住宅等での飼育が容認傾向にあり人間との密着度が高まり、高齢者等の免疫低下者が愛玩動物を室内飼育する例も増加している。またほとんどの小学校等では種々の小動物を飼育している。

このように、これまでにないペットブームといわれる現在、愛玩動物はヒトとの距離と接触時間の面から、動物由来感染症予防の目的で日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。事実、近年は愛玩動物由来感染症の報告が増加し、今後も増加し続けることが懸念される。

しかし輸入動物や野生動物由来感染症感染症等に比較して愛玩動物由来感染症の実態に関する調査研究が十分に行われているとは言い難い。欧米諸国に比べて愛玩動物の衛生対策に関する調査研究も遅れている。

以上から、ヒトと最も近い距離にあり、接触時間も長い愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることによって動物由来感染症対策を強化する必要性が指摘されてきた

本研究では、今後わが国でも大きな公衆衛生問題となることが危惧される愛玩動物由来感染症の調査研究を進め、飼育状況と疾病発生の調査、診断法の開発と普及等を行うとともに、これらの成績を公開して教育・啓発活動も積極的に進め、愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることを目的としている。

本研究によって愛玩動物の飼育管理の衛生に関して徹底が図られ、ヒトへの感染源動物となる危険性が低減し、従来から進められている動物由来感染症対策の充実に寄与することが期待され、公衆衛生上の意義は大きいものと考えられる。

B. 研究方法

(1) 各種愛玩動物の飼育状況（種類、数、飼育場所など）と動物由来感染症（知識、罹患歴、対処法、予防法等）に関する調査を行った。

調査対象は一般の愛玩動物飼育者、おもに小動物を扱う臨床獣医師、ならびに海外における愛玩動物管理調査を行うため、アメリカ合衆国ロサンゼルス郡衛生部ならびに検疫所を調査した。

このうち、一般の愛玩動物飼育者に関してはすでに行われている全国調査を解析することにより、愛玩動物飼育についての現状を考察した。

小動物を扱う臨床獣医師に対する調査は、EメールおよびWebサイトを利用したアンケート調査を行った。この調査は輸入動物に関して同様の調査を行っている「輸入動物に由来する新興感染症侵入防止に関する研究」（班長：吉川泰弘）班と共同で行った。

(2) 愛玩動物由来感染症として報告の多い咬傷関連感染症（パスツレラ症など）（イヌ、ネコ）、ブルセラ症（イヌ）、エキゾチックペット由来感染症（トカゲなど）、オウム病（愛玩鳥）、真菌症（イヌ、ネコなど）、および猫ひっかき病（ネコ）の発生状況調査、およびヒトおよび動物の診断法の開発と改良を行った。

今年度の研究では健康人または患者由来検体を対象とした研究は行わなかったもので、これに関わる倫理上の問題はない。

C. 研究結果

(1) 米国における愛玩動物飼育の実態ならびに人獣共通感染症対策としての検疫に関する調査

わが国の愛玩動物の衛生管理の向上に資するため、欧米における愛玩動物管理の実態を調査することが有益であると考えられた。また、感染症法改正に基づく「輸入動物の届出制度」の検討に必要な情報の入手、感染症法に基づくサルおよびその他のエキゾチックペットの輸入検疫の充実のための情報の入手、愛玩動物に関わる輸入感染症対策の参考情報の入手、感染症法改正を踏まえた今後の国内動物、特に愛玩動物の衛生管理対策充実のための情報の入手も合わせて行う必要があった。

この目的で、本年度はアメリカ合衆国ロサンゼルス郡保健獣医公衆衛生部で行っている愛玩動物管理について調査を行った。ロサンゼルス郡はアメリカ合衆国内で最大の郡であり、ここで行われている愛玩動物管理はアメリカ合衆国における愛玩動物管理を知るうえで最も重要である。また、愛玩動物由来感染症対策に関する調査を行う目的で、ロサンゼルス空港における検疫所（CDC 管轄）、動物検疫所（米国農務省管轄）、ならびに民間の動物検疫施設の業務を調査した。

(2) 国内飼育愛玩動物の実態、ならびに人獣共通感染症に関する意識調査

国内の愛玩動物飼育実態調査の一環として、イヌおよびネコの飼育状況の調査と飼育者および臨床小動物獣医師における人獣共通感染症意識調査を行った。

その結果、国および民間がまとめた各種統計情報等を解析した結果、国内におけるイヌの飼育頭数はいずれの調査でもおよそ 1000 万頭と推定されたことから、今後イヌの衛生管理ならびに人獣共通感染症対策はこれを基礎に行うことが妥当であると考えられた。厚生労働省へ登録される飼い犬数から算出される狂犬病ワクチン予防接種率は 78.2%（平成 13 年度）であるが、上記の推定実態飼育数から求めた狂犬病ワクチン接種率は 46.0%まで低下していると考えられた。

また、各種エキゾチックペットの飼育等頭数も増加傾向にあることが明らかとなり、人獣共通感染症対策として重要視しなければならないことが示唆された。

臨床獣医師を対象とした人獣共通感染症調査では、21%の獣医師が週に一度以上人獣共通感染症が疑われる動物症例を診察していることが明らかとなり、低頻度の診察経験を有する獣医師を加えると全体の三分の二が人獣共通感染症の診察経験を有することが明らかとなった。さらにこのうちの 53%が、実際にヒトへの感染を引き起こしたと思われる状況に遭遇したと答えていることから、愛玩動物が原因となる人獣共通感染症感染事故は想像以上に多いことが明らかとなり、衛生管理の徹底をはかる必要性が高いことが示された。

(3) イヌ咬傷とパストレラ感染に関する調査研究（省略）

(4) イヌブルセラ症に関する調査研究（省略）

(5) エキゾチックペット由来感染症に関する調査研究（省略）

(6) オウム病に関する調査研究（省略）

(7) 愛玩動物由来感染症真菌症に関する調査研究（省略）

(8) 猫ひっかき病に関する調査研究（省略）

D. 考察と結論

近年、愛玩動物の飼育状況は大きく変化したとされる。一つは飼育される愛玩動物の数が増加したことに加えて、イヌ、ネコをはじめとした従来からの愛玩動物のみならずエキゾチック・アニマルと呼ばれる野生由来動物が飼育されるようになったことなどがあげられる。また、集合住宅等での飼育が容認傾向にあり人間との密着度が高まり、高齢者等の免疫低下者が愛玩動物を室内飼育する例も増加している。またほとんどの小学校等では種々の小動物を飼育している。

このように愛玩動物飼育状況が変化する中で、従来の愛玩動物由来感染症に対する公衆衛生対策は必ずしも十分とは言えない面があった。愛玩動物は人間と最も近い距離にあり接触時間も長いこと、近年では愛玩動物由来感染症の報告も増加しつつあり、今後も増加し続けることが懸念される。このため、衛生管理の徹底により、公衆衛生対策を強化する必要がある。

これまでにないペットブームといわれる現在、愛玩動物はヒトとの距離と接触時間の面から、動物由来感染症予防の目的で日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。事実、近年は愛玩動物由来感染症の報告が増加し、今後も増加し続けることが懸念される。

アメリカ合衆国ロサンゼルス郡における愛玩動物管理に関して調査を行った結果、イヌやネコなどの愛玩動物の飼育形態がわが国のそれと比べて室内飼育が多いなど、より密接であることが示され、その衛生管理に関してもわが国に比べて積極的な教育啓発が行われていることが明らかとなった。

本年度は、わが国の愛玩動物由来感染症感染症として主要な下記の疾患について取り上げ、それぞれ初期の成果が得られたことから、次年度以降の研究の継続発展が期待されると考える。

イヌ咬傷とパスツレラ症に関する研究では新しいPCR法が開発され、次年度以降の調査研究の基盤作りが完了した。

実態の把握が遅れているイヌブルセラ症に関する研究では、イヌ繁殖施設における流行を摘発し、今後も慎重に調査して健康危害の防止を諮る必要があることが示唆された。

エキゾチックペット由来人獣共通感染症に関しては輸入野生齧歯類の病原体保有状況調査を行ない、きわめて他種類の病原体に汚染されている実態が把握された。

オウム病に関しては、愛玩鳥の汚染状況を調査するとともに、新たに遺伝子診断のために特異なプライマーを開発した。

真菌症に関しては、わが国では希な人獣共通真菌症の発生状況の調査を行い、分子生物学的迅速診断法について検討した。

猫ひっかき病の研究に関しては、国内原因菌の遺伝子型と抗原性の比較を行ない、新しくより簡便で高感度の血清診断法を開発した。

E. 健康危機情報（省略）

F. 研究発表（省略）

G. 知的財産権の出願・登録状況（省略）

7 愛玩動物の衛生的な飼育（2）

「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」平成 17 年度研究報告・総括報告（2005 年 3 月）より（9 参考図書類参照）

研究要旨：

ヒトに感染する病原体のうち 60%以上は動物を本来の宿主としている。

動物由来感染症対策の重要性は改正された感染症法でも重点的に取り上げられ、食品としての家畜対策や、輸入動物や野生動物対策が中心となって取り組まれてきた。

一方、イヌ、ネコ、エキゾチックペットなどの愛玩動物対策はこれらに比べて立ち遅れていた。現在わが国では数百万等から一千万頭のイヌやネコが飼育され、その他の動物と合わせて、多種多様、多数の愛玩動物が飼育されている。その多くは室内飼育など人と近い距離で飼育されていることから、今後愛玩動物由来感染症が増加し、新しい公衆衛生問題となる可能性が危惧されている。

本研究では、愛玩動物に多い咬傷関連感染症、ブルセラ症、エキゾチックペット由来感染症、オウム病、真菌症、および猫ひっかき病等の実験室内診断法の開発と改良を行うとともに、発生状況の調査、ならびに衛生管理に関する調査を行い、それらの結果に基づいて愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることを目的としている。これにより動物由来感染症対策の充実が期待される。

本年度は、上記愛玩動物由来感染症を中心として遺伝子診断法などの技術的な開発・改良を行い、いずれも所期の目的を達成、または達成の見込みが得られた。対象とした疾患はいずれも、発生頻度が高いことから臨床医の間で重要と考えられていたのみならず、その診断法の迅速性と正確性の改良が必要とされていたものである。また、新しい愛玩動物であるエキゾチックアニマルの持つヒトへの感染のリスクも明らかにした。さらに、飼い主の結核が原因で飼いイヌが重度の結核症を引き起こすという事例を摘発し、本来は人間の感染症が、愛玩動物がベクターとなって拡散する危険性に対しても対策が必要なことを指摘した。

こうした技術開発を進める一方で、愛玩動物の飼い主、ならびに小動物を対象としている臨床獣医師に対して、動物由来感染症に関する意識調査を行った。

その結果、愛玩動物から飼い主に病気がうつる可能性があることについては 70%以上の飼い主が認識しているものの、その予防法に関しては知識や情報が不足していることが示された。また、検査機関の不足を指摘する意見や、4 類感染症の動物における発生動向等の把握や報告を行いやすくするための仕組みの整備を求める意見等が特筆された。また医師と獣医師の間に、動物由来感染症に対する問題意識に差が見られるため治療や対策に円滑を欠く例等も指摘された。

今後は、医療機関や市民等に向けた幅広い教育啓発活動を行うとともに、動物由来感染症の検査機関の確保、発生動向調査、ならびに医師と獣医師との間で人獣共通感染症に関する円滑な情報交換を保証するためのシステムが必要とされる。

これらは、現在不足している動物由来感染症の監視機構を構築するために必要となる。

研究組織（省略）

主任研究者：神山恒夫・国立感染症研究所獣医科学部、獣医科学部第一室長

A. 研究目的

近年、愛玩動物に関する状況は大きく変化しつつある。現在、イヌの飼育頭数は約 1000 万頭、ネコは 770 万頭に達し、約 300 万世帯が愛玩鳥を飼育している。さらに、多数のエキゾチックペットも飼育されている。集合住宅での愛玩動物の飼育も増加し、ほとんどの小学校等では種々の小動物を飼育しているなど、ヒトと動物の距離が以前にも増して接近してきている。また、高齢者等の免疫低下者が愛玩動物を室内飼育する例も増加している。

こうした状況を背景として、近年は愛玩動物由来感染症の報告が増加し、今後も増加し続けることが懸念される。このため、従来、ほとんど調査研究が行われてこなかった愛玩動物由来感染症に関して、実態の把握や診断法の開発を行うとともに、飼育者に対しても衛生管理の徹底を指導することによって動物由来感染症対策を強化する必要性が指摘されてきた。

本研究では、以下の各項目を目的として 2003 年度に研究を行った。

B. 研究方法

(1) 各種愛玩動物の飼育状況（種類、数、飼育場所など）と動物由来感染症（知識、罹患歴、対処法、予防法等）に関する調査を行う。

(2) 各種愛玩動物および飼い主における感染症発生状況（頻度、重症度、診断・治療法等）調査を行う。

(3) 愛玩動物由来感染症として報告の多い咬傷関連感染症（パスツレラ症など）（イヌ、ネコ）、ブルセラ症（イヌ）、エキゾチックペット由来感染症（トカゲなど）、オウム病（愛玩鳥）、真菌症（イヌ、ネコなど）、および猫ひっかき病（ネコ）等に対するヒトおよび動物の診断法の開発と改良を行う。

(4) 欧米においては愛玩動物の飼育形態がわが国のそれと比べて室内飼育が多いなど、より密接な場合があることが知られ、その衛生管理に関してもわが国に比べて積極的な教育啓発が行われていることから、その情報を収集してわが国における衛生管理の徹底に利用する。

(5) 愛玩動物の衛生管理に関する理解を深めるために、愛玩動物由来感染症に関するガイドラインを作成して飼い主、医師、獣医師等に情報を公開し、教育啓発活動を行う。（最終年度予定）

C. 研究結果

I. 愛玩動物飼育者を対象とした動物由来感染症予防意識に関する調査

愛玩動物を飼育する一般市民に対して、飼育動物の種類、人獣共通感染症に対する認知等についてアンケート調査を行った。今回の調査では、人獣共通感染症に関する質問を行うことから、魚類のみを飼育するという人は対象としていない。アンケート調査はインターネットを利用して行い、1294名の回答が得られた。

動物由来感染症に関する認識度の調査では、“愛玩動物と人の間でうつる病気”があることについて、約2割が、よく知っている、あるいは自分が飼っている動物に関しては知っている述べ、聞いたことがあるとの回答者まで含めると、4分の3程度にまでになった。飼い主のうち、飼育愛玩動物から感染した経験あるいは疑いを持ったことがあるという回答数は予想していたよりも多かった。しかし、実際には、予防のために手洗いを励行するなど、基本的な衛生意識をもつ人は6割程度であり、一部には一緒に入浴する飼育者もいることなど、愛玩動物の衛生管理が自分自身の健康管理に直結することについての認識が必ずしも高くはないことが示された。

狂犬病に関する意識調査では、イヌを飼っている人で、知っている人獣共通感染症として狂犬病を挙げたのはわずか13%にすぎず、狂犬病に対する飼い主の意識が極めて低いことが示された。

II. 小動物臨床獣医師を対象とした動物由来感染症意識に関する調査

本年度は、獣医師及びペット飼育者に実施したアンケートの解析、獣医師へのアンケート調査およびヒアリングを行った。

感染症法で調査対象となった人獣共通感染症の発生動向等を正確に把握するためには、臨床獣医師が協力しやすい仕組みと対策が望まれるところである。獣医師の人獣共通感染症に対する問題意識等に関する調査では、人獣共通感染症に関して、獣医師自身にも情報不足に関する不安があること、医療機関や市民等に向けた幅広い啓蒙活動が必要であること等の意見が多く寄せられた。また、飼い主の人獣共通感染症に対する知識が不十分であることも指摘された。

現状の問題点として、人獣共通感染症に関する検査の費用が高いという指摘があった。現状では、検査費用は基本的に飼い主の負担となるため、獣医師自身も検査の実施を飼い主に薦めにくい状況にあるという。今後、家畜伝染病予防法で届け出対象となっているレプトスピラや感染症法の4類疾病の動物における発生動向等を正確に把握するためには、臨床獣医師が協力しやすい仕組みと対策が望まれるところである。

狂犬病対策については、イヌの実質的な予防接種率低下のみならず、獣医・医療関係者自身も狂犬病に対する問題意識が低下しているのではないかと、との意見があった。

獣医師へのアンケート回答の中には、実際に獣医師自身が人獣共通感染症に感染したため、病院に受診したが適切に対応してもらえなかったとの事例も寄せられていた。今後とも獣医師ならびに医療機関に対する情報提供は非常に重要であると思われる。

III. 愛玩動物由来感染症の診断法等の開発に関する研究

愛玩動物由来感染症の診断法等の開発に関する研究では、イヌ・ネコ咬傷を原因とする感染、イヌブルセラ症、カプノサイトファガ属菌感染、エキゾチックペット由来感染症、輸入野生齧

菌類の寄生虫、細菌、ヒストプラズマ症などの真菌症、オウム病、および猫ひっかき病の実験室内診断法の開発と改良を行った。これらの疾患はいずれも、発生頻度が高いことから臨床医の間で重要と考えられていたのみならず、その診断法の迅速性と正確性の改良が必要とされていたものであった。これらに関しては次のごとく、迅速で精度の高い診断法が開発された、もしくは開発の見込みが明らかとなり、今後の調査等への応用が期待される。

- (1) イヌおよびネコによる咬傷とそれが原因となる感染症に関する研究（省略）
- (2) ブルセラ属菌の菌種同定のための特異的 Real-time PCR 法の開発に関する研究（省略）
- (3) イヌブルセラ病の疫学的調査・研究（省略）
- (4) カプノサイトファガ属菌に関する疫学的調査・研究（省略）
- (5) エキゾチックペット由来感染症の発生状況の調査と予防・診断法の開発に関する研究（省略）
- (6) 輸入野生齧歯類の寄生虫、細菌、真菌の保有調査に関する研究（省略）
- (7) ヒトおよび愛玩動物における真菌症の発生状況の調査と予防・診断法の開発に関する研究（省略）
- (8) ヒストプラズマ症の分子疫学的解析への応用研究（省略）
- (9) 病理組織標本からの接合菌症原因菌遺伝子の検出に関する研究（省略）
- (10) *Microsporum canis* によるヒト感染の現状と問題点に関する研究（省略）
- (11) *Candida tropicalis* によるネコの膀胱炎に関する研究（省略）
- (12) *Arthroderma benhamiae* に関する研究（省略）
- (13) オウム病クラミジアに関する研究（省略）
- (14) バルトネラ感染の血清疫学に関する研究（省略）
- (15) バルトネラ I 型菌と II 型菌の抗原性の比較に関する研究（省略）
- (16) イヌとの接触が原因のバルトネラ感染例（省略）

D. 考察と結論

従来動物由来感染症対策は、おもに動物食品や輸入動物に関して調査研究が行われてきた。一方、愛玩動物はヒトと最も近い距離にあり接触時間も長いにもかかわらず愛玩動物由来感染症に対する公衆衛生対策は必ずしも十分には行われてこなかった。今後、愛玩動物由来感染症の報告が増加し、今後、公衆衛生問題となることが危惧される。

本研究では、愛玩動物に多いおもな感染症の検査・診断技術を開発し、発生状況の調査を行い、衛生管理に関する調査を行い、それらの結果に基づいて愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることで動物由来感染症対策に寄与することを目的とする。

愛玩動物の飼い主、ならびに小動物を対象としている臨床獣医師に対して、動物由来感染症に関する意識調査では、愛玩動物から飼い主に病気がうつる可能性があることについては70%以上の飼い主が認識しているものの、その予防法に関しては知識や情報が不足していることが示された。また、検査機関の不足を指摘する意見や、4 類感染症の動物における発生動向等の調査の必要性を指摘する意見や、医師と獣医師の間に動物由来感染症に対する問題意識に

差が見られるため治療や対策に円滑を欠く例等も指摘された。

今後は、医療機関や市民等に向けた幅広い教育啓発活動を行うとともに、動物由来感染症の検査機関の確保、発生動向調査、ならびに医師と獣医師との間で人獣共通感染症に関する円滑な情報交換を保証するためのシステムが必要とされる。

咬傷関連感染症、ブルセラ症、エキゾチックペット由来感染症、オウム病、真菌症、および猫ひっかき病等の実験室内診断法の開発と改良を行い、いずれも所期の目的を達成、または達成の見込みが得られた。対象とした疾患はいずれも、発生頻度が高いことから臨床医の間で重要と考えられていたのみならず、その診断法の迅速性と正確性の改良が必要とされていたものである。今後は、改良された診断技術を実際の実験室診断に応用すること、ならびに疫学調査等への応用が求められる。

さらに、飼い主の結核が原因で飼いイヌが重度の結核症を引き起こすという事例を摘発し、本来はヒトの感染症が、愛玩動物がベクターとなって拡散する再帰性人獣共通感染症の危険性に対しても対策が必要なことを指摘した。

これらは、動物由来感染症の診断体制の確立と監視機構の早期構築の必要性を示している。

E. 健康危機情報（省略）

F. 研究発表（省略）

G. 知的財産権の出願・登録状況（省略）

8 行政関連文書・法令等

動物由来感染症対策に関わる法律に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）がある。この法律は 1998 年に公布され、感染症対策として動物対策を取り入れた画期的な制度である。「参考資料と解説」の末尾（52～54 ページ）に感染症法の概要を添付する。

この他、動物由来感染症対策に関わる法律には、「狂犬病予防法」、「検疫法」、「家畜伝染病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」などがある。

従来、愛玩動物由来感染症対策に関しては、「ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について」（昭和 63 年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）、および「ペット動物（犬及び猫）の引取り、譲渡等における人畜共通伝染病の動物から人への感染予防対策について」

（平成 5 年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）により指導等が行われてきた。「参考資料と解説」の末尾（55～61 ページ）にこれらの通知を添付する。

9 参考図書・ホームページ

- 1 平成 15 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2004 年 3 月。
- 2 平成 15 年度研究報告：「輸入動物に由来する新興感染症侵入防止対策に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2004 年 3 月。
- 3 平成 16 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2005 年 3 月。
- 4 平成 17 年度研究報告：「愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金、新興・再興感染症研究事業）、2006 年 3 月。
- 5 「動物由来感染症感染症、その診断と対策」（神山恒夫、山田章雄編）、真興交易（株）医書出版、東京、2003 年 4 月。
- 6 「これだけは知っておきたい人獣共通感染症」（神山恒夫著）、地人書館、東京、2004 年 4 月。
- 7 「共通感染症ハンドブック」（今川浩、岡部信彦、神山恒夫、佐藤国雄、高山直秀、丸山総一、村上洋介、吉川泰弘編）、日本獣医師会、東京、2004 年 10 月。
- 8 「子どもにうつる動物の病気」（神山恒夫、高山直秀編）、真興交易（株）医書出版、東京、2005 年 3 月。
- 9 「動物由来感染症ハンドブック」、厚生労働省結核感染症課
- 10 「動物由来感染症を知っていますか？」ホームページ、厚生労働省結核感染症課
http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_b/b05.html

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(要約)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を防止し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(1) 感染症法に基づく責務

感染症法では、感染症の発生の予防及びその蔓延の防止のために、国及び地方公共団体の責務、国民の責務、そして医師等の責務を、次のように明示している。

ア. 国及び地方公共団体の責務(第3条)

- (a) 感染症に関する正しい知識の普及
- (b) 感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (c) 感染症に関する研究の推進
- (d) 感染症の病原体等検査能力の向上
- (e) 感染症の予防に係わる人材の養成及び資質の向上
- (f) 感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じる。

イ. 国の責務(第3条)

- (a) 感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係わる医療のための医薬品の研究開発の推進
- (b) 感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備
- (c) 国際的な連携
- (d) 地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助

ウ. 国民の責務(第4条)

- (a) 感染症に関する正しい知識を持つ
- (b) 感染症の予防に必要な注意を払う
- (c) 感染症の患者の人権が損なわれることがないようにする

エ. 医師その他の医療関係者の責務(第5条)

- (a) 感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する
- (b) 感染症の予防に寄与するよう努めなければならない
- (c) 感染症の患者等が置かれている状況を深く認識する
- (d) 良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない

オ. 獣医師及び動物等取扱業者の責務

以下(2)-イ-(エ)と同じ

(2) 動物由来感染症対策の強化

ア. 強化の背景

感染症法の成立とともに、わが国の動物由来感染症対策は大きく充実してきた。しかし、従来の

制度では想定していなかったさまざまな現象を迎えるにおよび、新たな対応が求められてきた。

エボラ出血熱をはじめ、鳥インフルエンザウイルス感染症、ニパウイルス感染症、サル痘、ウエストナイル熱など、感染症法の制定後これまでに発生した新興感染症の多くは動物由来感染症であった。最近では、中国で発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)も、原因ウイルスの起源は解明されていないものの、野生動物に由来することが示唆され、現在原因動物の調査が進められている。

1998年の感染症法制定時には、エボラ出血熱・マールブルク病対策のため、サルを輸入禁止動物に指定し、特定地域・施設のサルに限って検疫を実施して輸入を許可する制度が導入された。しかし、その後サル以外にも、年間100万頭以上の多種・多数の野生動物が世界各地から航空機などによって輸入され、動物の種類や安全性が確認されることのないまま、複雑な流通ルートを経てペット用に販売されている実態が明らかとなった。ここに、従来の制度に加えて、現状に沿った一層の輸入動物の安全確保を図る必要性が生じてきた。

折しも、野兔病に感染したおそれのあるプレーリードッグがアメリカから輸入された事件が起きた。この事件では、トレーサビリティの欠如などのため、ひとたび国内に流通してしまうと、事後対応が極めて困難となるなど、輸入動物の安全対策上の課題が明らかとなり、その対応が急務となった。

また、対象疾患についても、従来の制度では動物由来感染症対策を実施できたのは1～3類感染症に限定されていたため、輸入動物だけではなく国内動物対策においても十分な対応を図ることができないケースがみられた。2001年に起きたオウム病の集団発生では、発生源となった動物展示施設での疫学調査の実施や、蚊が媒介する感染症(ウエストナイル熱など、旧4類感染症に指定されていたもの)の対策は、根拠となる法規定の明示がないなど、その明確化を図る必要性が生じた。

このように、動物由来感染症を取り巻く状況の変化にあわせて、2003年11月の改正では以下のような新制度の創設と新たな規定の追加等がなされ、動物由来感染症対策の充実強化が図られることとなった。

イ. 強化の概要

(ア) 動物の輸入に関する届出制度の創設(第56条の2)

今回、新たに創設された動物の輸入届出制度では、感染症を媒介させるおそれのある動物等〔哺乳類及び鳥類等(その死体も含む)を対象)を輸入する者は、当該動物について輸出国で衛生管理を行い感染症に罹っていない旨の衛生証明書を取得添付したうえで、動物の輸出国・種類・数量等の輸入履歴とともに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられた。これにより、我が国に輸入される動物の公衆衛生対策は、従来からの「狂犬病予防法に基づく犬等の検疫制度」、「感染症法に基づく輸入禁止動物の指定及び検疫制度」に加えて、本届出制度によっても実施されることとなった(動物の輸入届出制度は公布から2年以内の政令で定める日から施行)。

(イ) 輸入禁止動物(指定動物)の対象疾患の拡充(第54条)

従来は、我が国にない1～3類感染症を媒介するおそれのある動物に限って輸入禁止とすることとされていたが、今次改正において対象疾病が拡充され、我が国にない4類感染症等についても対象とすることとされた(改正法の施行後、コウモリについては4類感染症のニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症、狂犬病の侵入防止のため輸入禁止とされた)。

(ウ) 動物の調査規定の明示(第15条)

今時改正では、感染症の発生状況等の疫学調査について規定する関連条文が改訂され、都道

府県知事(緊急の場合にあつては厚生労働大臣も)は職員を、感染症を媒介するおそれのある動物等の所有者等に質問させ、または必要な調査をさせることができることとされ、動物由来感染症対策のための動物調査規定の明文化が図られた。

(エ) 獣医師等の責務規定の創設(第5条の2)

従来から規定のあった医師等の責務と並び、獣医師等も感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与すべき旨の責務規定が創設された。また、動物等取扱業者(輸入者、販売者、展示者等)については、感染症の予防に関する知識・技術の習得、及び動物の適切な管理等の措置を講ずべき旨の責務規定が課せられた。

(オ) 獣医師の届出対象疾患の拡充(第13条)

従来の規定では、獣医師に感染動物の届出を求めることができる対象疾患は1〜3類感染症のうち政令で指定される感染症に限定されていたが、今般の改正では新たに4類感染症も対象に政令で指定できることとされた。

(カ) その他の対物措置(動物、節足動物等)の対象疾患の拡充(第27条、28条、29条、35条)

従来の感染症類型が改められるとともに、対物措置を行うことができる対象疾患の範囲が拡大され、これまでは1〜3類感染症に限定されていた対象疾患が1〜4類感染症に改められ、病原体に汚染された場所の消毒(第27条)、鼠族、昆虫等の駆除(第28条)、物件に係わる措置(第29条)、さらにその措置のために必要な質問及び調査(第35条)を行うことができることとされた。

(キ) 新たな動物由来感染症の追加(第6条の5)

新たにE型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兔病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症が4類感染症として追加された。

ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について

（昭和63年12月26日 衛乳第93号
各都道府県・各政令市衛生主管部（局）長あて
厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）

ペット動物に由来する人畜共通伝染病の人への感染の予防については、昭和62年10月7日衛乳第47号「小鳥から人へのオウム病感染予防対策について」をもって当職から通知したところであるが、今般、ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策検討会（座長上田雄幹 国立公衆衛生院衛生獣医学部長）から、別添のとおり報告書が提出された。

今後、厚生省においては、本報告書に示されたペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策実施指針（以下「指針」という。）に基づき、対策の趣旨を広く一般に提唱するなど本対策を推進することとしているが、指針では、各都道府県及び政令市が一般飼養者に対する知識の普及、営業者に対する衛生指導及び感染実態等の調査、研究などを行うことにより、本対策を推進する上での地域における核として中心的な役割を果たすことをその本旨としていることから、本対策の推進方について、特段の配慮をお願いする。

なお、関係業界団体、社団法人日本獣医師会会長あて、それぞれ【別紙1 飼養者の適切な管理等の要件（共通対策）】及び【別紙2 営業者の守るべき要件（共通対策）】のとおり通知したところであるので申し添える。

「ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について」

昭和63年10月21日

ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策検討会

近年のペットブームにより、多くの人々がペット動物を飼養するようになってきている。

我が国では、約3分の1の家庭で何らかのペット動物が飼養されており、その種類は多い順から、犬、猫、小鳥となっている。

しかしながら、これらペット動物がかかる疾病の中には、狂犬病、オウム病、レプトスピラ症、トキソプラズマ症等人にも感染する人畜共通伝染病があり、人と動物の快適な共存の前提としてこれら疾病の感染予防のための方策を推進することが重要である。

このうち、狂犬病については、狂犬病予防法により人への感染を防止するための動物対策が講じられており、また、小鳥から人へのオウム病感染予防方策については先に検討を行い、その実施指針を取りまとめ、厚生省に対し、報告したところであるが、引き続き、犬及び猫に由来する狂犬病以外の人畜共通伝染病を予防するための方策について検討し「ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策実施指針」として別添のとおり取りまとめた。

今後、本指針に基づき、ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策の組織的な推進が図られるよう望むものである。

別添

■ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病対策実施指針

1. 目的

本指針はペット動物が媒介して人へ感染する人畜共通伝染病の感染源として重要である犬及び猫について、その生産（繁殖）、輸入、販売等を行う営業者の衛生管理体制の確立を図るとともに、家庭等における適正な飼養管理等に関する知識の普及啓発を行い、犬及び猫（以下、「ペット動物」という。）から人への疾病の感染を予防することを目的とする。

2. 対策の基本原則

ペット動物由来人畜共通伝染病の人への感染を予防する方法としては、・保菌・り患動物の発見、隔離、治療あるいは、予防接種等により動物への感染を防ぐ方法（感染源となるペット動物の対策）、・感染を受けるような接触を避け、又は、感染を媒介する中間宿主、ベクターの駆除等を行う方法（感染経路の対策）、さらに、・健康増進による一般的な抵抗力の増強を図るほか、予防接種により免疫を賦与する等の方法（感染を受ける人の対策）がある。

レプトスピラ症等特定の疾病については、人の側の予防接種等効果的な予防の方法があるが、ペット動物に由来する人畜共通伝染病を総合的に予防するには、感染源となるペット動物が人畜共通伝染病に罹患しないようその健康を管理し、適正に飼養することにより、感染源そのものを断つことが最も重要でかつ効率的であると考えられる。

そのためには、ペット動物の適正な飼養管理等に関する知識を広く普及し、ペット動物を取扱う上での衛生管理を確立させ、さらに、これら疾病の感染実態を把握し、監視する体制を整備することが必要であると考ええる。

以上の対策を推進するに当たっては、国、都道府県（保健所を設置する市を含む。以下同じ。）、営業者（ペット動物の生産（繁殖）、輸入、販売を行う者及びペット動物の取扱いを業とする者をいう。以下同じ。）及び営業者の団体、獣医師及び獣医師会、一般飼養者（以下「飼養者」という。）等が組織的にその対策に取り組む必要がある。

3. 対策の推進方策

基本原則を踏まえ、関係者それぞれの対策推進のための役割について以下に述べる。

(1) 国の役割

ペット動物由来人畜共通伝染病予防について広く一般に提唱するとともに、本対策を推進するため営業者の組織する全国団体、獣医師の組織する社団法人日本獣医師会及び都道府県に対する指導、連絡調整を行い、さらにペット動物由来人畜共通伝染病に関する情報収集及び調査研究等を行う。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に即した対策の推進を図るため、飼養者に対する飼養管理等

の知識の普及啓発、営業者に対する衛生指導、獣医師との連絡調整、感染実態等の調査、研究等を行う。そのためには、動物管理センター等がペット動物由来人畜共通伝染病対策推進のための地域における核として、次のような具体的方法により、その対策を実施することが望ましい。

●飼養者に対する飼養管理等の知識の普及啓発

ア) 広報紙、パンフレット、リーフレット、その他を活用し、又は新聞、テレビ等マスメディアの協力を得ながら、ペット動物由来人畜共通伝染病を予防するための飼養管理の仕方やペット動物に対する接し方についての知識（別紙1「飼養者の適切な管理等の要件」及び別紙3「個別疾病の概要と予防対策」参照）の普及啓発を行う。

イ) 相談窓口等を開設し、獣医師等による飼養者からの相談に応ずる。

●営業者に対する衛生指導

ア) ペット動物の生産（繁殖）、輸入、販売等を行う営業者に対して、届出制度の導入などによりその実態を十分に把握するとともに、「営業者の守るべき要件」（別紙2参照）等について講習会の開催や個別指導を行い、営業者の衛生管理体制の確立を促進する。

イ) 営業者で組織する団体の育成強化に努め、衛生管理の実施を推進するための営業者及び団体の自主的活動の推進を図る。

●獣医師との連絡調整等

ア) 都道府県獣医師会及び獣医師との連絡を密にし、ペット動物由来人畜共通伝染病に関する情報交換を行い、相互の検査技術の向上等に努める。

イ) 都道府県獣医師会及び獣医師と連携して、ふれあい広場、フェスティバル等を利用し、地域に即したペット動物由来人畜共通伝染病予防の啓発運動を実施する。

●感染実態等の調査、研究

ア) ペット動物由来人畜共通伝染病についての検査体制の整備に努める。

イ) ペット動物由来人畜共通伝染病のペット動物における感染実態の把握及びその他の調査、研究を実施する。

ウ) その他、関係者等から広く情報を入手し、実態の把握に努める。

(3) 営業者の役割

営業者は、「営業者が守るべき要件」により自己の施設、設備の衛生管理、ペット動物の飼養管理等の改善を図るとともに、都道府県の指導、助言を得て衛生管理体制を確立する。また、飼養者に対し、ペット動物の適正な飼養管理等に関する知識の普及啓発に努める。

また、営業者の組織する団体は、営業者に対するペット動物の適正な飼養管理等に関する講習会の開催など、営業者の衛生知識の向上に努める。また、飼養者に対し、パンフレットの発刊などを通して、予防知識の普及啓発を行う。さらに衛生管理を実施している優良営業施設についての認証制度を設けるなどの方法により、本対策を推進する。

(4) 獣医師の役割

ペット動物の診療に当たる獣医師は、飼養者に対するペット動物の適正な飼養管理等に関する知識の普及啓発に協力する。

また、社団法人日本獣医師会は、対策に協力する獣医師の技術向上に資する研鑽の場を設けるなど対策推進のための技術的援助に努める。なお、都道府県獣医師会は、日本獣医師会及び都道府県と連携を密にしながら、地域の実情に即した本対策の具体的推進に協力する。

以上、関係者はそれぞれの役割を自覚し、有機的連携のもとに対策の実施に当たる。

別紙 1

■飼養者の適切な管理等の要件（共通対策）

1. 健康状態の観察

(1) 以下の点に留意し、ペット動物の健康状態を観察すること。

- ア) 食欲はあるか。
- イ) 元気はあるか。
- ウ) 発熱はないか。
- エ) 鳴き声に異常はないか。
- オ) 呼吸に異常はないか。
- カ) せき、くしゃみをしていないか。
- キ) 毛づやはよいか。
- ク) 皮膚に異常はないか。
- ケ) 便に次の異常はないか。下痢はしていないか。便秘はしていないか。血液等の混入はないか。寄生虫等はいないか。
- コ) 嘔吐はないか。
- サ) 可視粘膜等に次の異常はないか。目やに、耳だれ、鼻汁等はでていないか。鼻がかわいていないか。目、鼻、耳、口、肛門等可視粘膜に充・出血、腫脹等はないか。
- シ) 土やセメント床などを舐めるような異常行動はないか。

(2) ペット動物には、定期的に健康診断を受けさせることが望ましい。また、ペット動物に異常を見つけたときは、獣医師に相談することが望ましい。

2. 適切な飼養環境・飼養管理

(1) ペット動物を飼養する場所の環境は、明るさ、広さ、温度、通風、換気等に留意すること。

とくに、屋外飼養の場合は、夏期、冬期における温度管理、蚊、ダニ等の害虫の駆除に留意すること。

(2) ペット動物の排便、排尿は生後間もないうちから一定の場所で行うようにしつけ、汚物の処理はすみやかに行い、環境を汚染しないようにすること。また、公園、道路等公

共の場所をペット動物の汚物で汚染しないよう努めること。なお、排泄場所は常に清潔にし、悪臭等の発生防止に努めること。

- (3) 餌は、ペット動物の種類及び発育状況等に合わせて定期的に適量を与えることとし、食器等は毎日洗浄し清潔にすること。
- (4) 飲み水は常に新鮮で衛生的な状態に保つこと。
- (5) ブラッシング、シャンプーは健康状態に留意して定期的を実施し、毛や皮膚を清潔に保つように努め、ノミやダニの駆除、皮膚病の予防に努めること。また、シャンプー後は適切な乾燥方法をとること。

3. 飼養者及び家族の健康管理

- (1) 口移しで餌をやるなどペット動物との濃厚な粘膜接触は避けること。
- (2) 健康状態に異常のあると思われるペット動物に接触したときや、ペット動物に接触した後、食事などをするときには薬用石鹸等でよく手指を洗浄すること。
- (3) ペット動物から病気をうつされたと思われ、医師の診察をうけた際には、ペット動物の飼育状況等について、申し出ること。
- (4) ペット動物に咬まれたり、引っ搔かれたりした場合は、直ちに傷口を洗浄、消毒し、必要に応じ、医師の診察を受けるようにすること。

ペット動物（犬及び猫）の引取り、譲渡等における人畜共通伝染病の動物から人への感染予防対策について

（平成5年8月4日 衛父第170号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長あて
厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）

ペット動物に由来するレプトスピラ症、パストレラ症等の人畜共通伝染病の人への感染予防対策については、昭和六十二年十月七日衛乳第四七号「小鳥のオウム病対策について」及び昭和六十三年十二月二十六日衛乳第九三号「ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防対策について」により通知し、指導、普及方お願いしているところであるが、近年、動物管理センター等に収容された犬及び猫（以下「ペット動物」という。）を一般家庭等に譲渡する事例が増加しているため、情とされたペット動物を介しての人畜共通伝染病の人への感染についての予防が重要となっている。

については、動物管理センター等におけるペット動物の取扱いについて、左記事項に留意の上、人畜共通伝染病の動物から人への感染予防措置に配慮方を願います。

記

1 ペット動物の引取りにおける措置等について

- (1) ペット動物を引き取る場合は、その所有者から獣医師による人畜共通伝染病感染の有無の診断を受けているか否か、またね診断を受けている場合はその結果を聴取し、当該ペット動物が人畜共通伝染病に感染している場合は、他のペット動物への感染予防措置を講ずること。
- (2) 人畜共通伝染病に感染しているペット動物を輸送した車両等については、必要に応じて消毒等の措置を講ずること。

2 狂犬病予防法に基づき抑留した犬の措置について

- (1) 狂犬病予防法に基づき抑留した犬においては、狂犬病予防員により、人畜共通伝染病感染の疑いの有無を判断し、当該ペット動物が人畜共通伝染病の疑いがある場合は、輸送車両内での他のペット動物への感染予防措置を講ずること。
- (2) 人畜共通伝染病に感染した疑いのある犬を輸送した車両等については、必要に応じて消毒等の必要な措置を講ずること。

3 動物管理センター等におけるペット動物の取扱いについて

- (1) 動物管理センター等においては、狂犬病予防員により人畜共通伝染病に感染したペット動物の発見に努めるとともに、人畜共通伝染病の感染が判明しているペット動物は必要に応じ隔離室に収容する等により、他のペット動物への感染予防措置を講ずること。
- (2) 人畜共通伝染病に感染しているペット動物を収容した抑留室等については、消毒等の必要な予防措置を講ずること。

4 ペット動物を譲渡する場合の人畜共通伝染病感染予防について

- (1) ペット動物を譲渡する場合には、当該ペット動物を専用の飼育室において飼養し、臨床獣医学上の観察及び検査を行うとともにその健康管理に努めること。
- (2) 人畜共通伝染病に感染した犬は、原則として譲渡しないこと。ただし、治療により完治したものについては、この限りでない。

5 その他

- (1) 狂犬病予防員は、ペット動物の引取りを担当する者及び狂犬病予防技術員に対する人畜共通伝染病の予防に関する知識の普及に努めること。
- (2) 予防に留意すべき人畜共通伝染病の概要については、昭和六十三年十二月二十六日衛乳第九三号「ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について」の別添の別紙3に示されているが、このほかにもブルセラ病（別紙省略）にも十分留意されたいこと。